

会

議

午前10時0分開会

議長（滝内久生君） おはようございます。

ただいまの出席議員は、定足数に達しております。

よって、令和4年12月下田市議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議開催に当たり、欠席したい旨の届出のありました議員は、12番 大川敏雄君であります。

会期の決定

議長（滝内久生君） 日程により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から19日までの13日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、会期は13日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に御通知いたしました案のとおりでありますので、御承知願います。

会議録署名議員の指名

議長（滝内久生君） 次は、日程により会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、10番 橋本智洋君と11番 進士為雄の両名を指名します。

諸般の報告

議長（滝内久生君） 次は、日程により、諸般の報告を申し上げます。

最初に、友好都市訪問について申し上げます。

11月21日から22日にかけて、私を団長として、議員9名が栃木県那須町を訪問し、情報交

換をはじめ、行政事情を視察するとともに、両市町の交流を深めてまいりました。

また、過日実施した総務文教委員会及び産業厚生委員会のそれぞれの視察報告書を配付しておりますので、御覧ください。

次に、報告書等の送付について申し上げます。

市長より「しもだの国保 令和4年度版（令和3年度実績）」及び教育長より「令和4年度（令和3年度実績事業）下田市教育委員会自己点検・評価報告書」の送付がありました。

議席配付してありますので、御覧ください。

次は、昨日までに受理いたしました要望書1件でございます。

長友くに氏、糸賀ちや氏、土屋洋子氏、小林弘次氏連名で提出のありました「南伊豆地域広域ごみ処理計画についての下田市議会常任委員会における閉会中の継続審査のお願い」の写しを議席配付してありますので、御覧ください。

次に、今定例会に市長から提出議案の送付と説明員として出席する旨の通知がありましたので、局長補佐をして朗読いたさせます。

局長補佐兼庶務兼議事係長（長谷川 薫君）朗読いたします。

下総総第200号。令和4年12月7日。

下田市議会議長、滝内久生様。静岡県下田市長、松木正一郎。

令和4年12月下田市議会定例会議案の送付について。

令和4年12月7日招集の令和4年12月下田市議会定例会に提出する議案を別紙のとおり送付いたします。

付議事件。

議第63号 監査委員の選任について、議第64号 教育委員会委員の任命について、議第65号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部を変更する規約について、議第66号 下田市外ヶ岡交流拠点施設指定管理者の指定について、議第67号 南伊豆地域清掃施設組合の設置について、議第68号 下田市議会議員及び下田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、議第69号 下田市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、議第70号 下田市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、議第71号 下田市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、議第72号 下田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議第73号 下田市企業版ふるさと納税基金条例の制定について、議第74号 下田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第75号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正

する条例の制定について、議第76号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議第77号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第78号 令和4年度下田市一般会計補正予算（第10号）、議第79号 令和4年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第2号）、議第80号 令和4年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、議第81号 令和4年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議第82号 令和4年度下田市水道事業会計補正予算（第3号）、議第83号 令和4年度下田市下水道事業会計補正予算（第3号）。

続きまして、下総総第201号。令和4年12月7日。

下田市議会議長、滝内久生様。静岡県下田市長、松木正一郎。

令和4年12月下田市議会定例会説明員について。

令和4年12月7日招集の令和4年12月下田市議会定例会に説明員として下記の者を出席させるので、通知いたします。

市長 松木正一郎、副市長 曾根英明、教育長 山田貞己、会計管理者兼出納室長 鈴木美鈴、企画課長 鈴木浩之、総務課長 須田洋一、教育委員会学校教育課長 糸賀 浩、教育委員会生涯学習課長 平川博巳、財務課長 日吉由起美、税務課長 佐藤政年、監査委員事務局長 白井達哉、観光交流課長 佐々木雅昭、産業振興課長 長谷川忠幸、市民保健課長 斎藤伸彦、福祉事務所長 芹澤直人、防災安全課長 佐々木豊仁、建設課長 平井孝一、環境対策課長 鈴木 諭、上下水道課長 土屋武義。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 以上で、諸般の報告を終わります。

一般質問

議長（滝内久生君） 次は、日程により、一般質問を行います。

〔「議長、動議」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。マスクしてください。

13番（沢登英信君） 議長宛て及び各議員にですね、「下田市議会総務文教常任委員会委員長、中村 敦議員の下田市条例制定請求署名活動に関する同議員の行動について」という文書が議会にも出されているかと思えます。

その内容は、住民投票を実現させるみんなの会の皆さんが進めている、下田市条例制定請

求の署名活動が11月10日、地方自治法74条第1項の規定に基づき、条例を制定するという地方自治法に基づく、いわゆる直接請求権といってもいいかと思うわけですが、その署名が始まっていると。この署名をしてはいけないという発言を中村議員がしていると、こういうことが記載されているわけでありす。

議場外の発言であっても議員である限り、市民の意見をこの市政に、議場において発言をし、反映をしていくということが議員の責務であろうと思うわけでありす。この文書だけでは、中村議員が具体的にどこで、どのような発言をされたのか明らかではありませんので、本人の弁明と、なぜそのようなことをしたのか、事実であれば、やはり本人に、この会議において反省を求めると、こういうことを再びしないようにという要請を中村議員にする必要があると思うわけでありす。このような観点から動議を、提出をするものでありす。

さらに、先日の12月30日に南伊豆議会におきまして、例の一部事務組合の設立規約、広域ごみ処理の施設組合が否決をされると、こういうことが起きております。したがって、第67号だったですか、この議案は、まさに瑕疵ある議案だと。可決しても実行できない議案の内容になっている。南伊豆町が参加しないという結論が既に出されているわけでありすので、これらは議案としての、ていをなしていない、こういうことから当局は撤回をすべきだと私は思うわけでありす。

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

議論をする前に、当局が出す議案をきっちりと当局自身で審議をしていただく、こういうことがない限り、議会制民主主義、下田議会の向上や前進はないと、市民のための議会ではないと、こういうことになってしまうのではないかと思いますので、この3つの件について

の動議を、提案をするものであります。

以上です。

議長（滝内久生君） ただいまの沢登英信君の動議に対し、賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（滝内久生君） はい。

ただいまより議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は、第1委員会室にお集まりください。

ここで暫時休憩します。

午前10時15分休憩

午前11時14分再開

議長（滝内久生君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ここで、11時30分まで休憩します。

午前11時14分休憩

午前11時30分再開

議長（滝内久生君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

沢登英信君からの動議の発言について、会議規則第64条の規定により、・・・・・・
・・・・・・についての発言を取り消したい旨の申出がありました。この申出を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、沢登英信君からの発言の取り消しを許可することに決定いたしました。

ここで、沢登英信君より発言を求められておりますので、これを許可します。

13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君）
.....
.....
.....こ

の動議の発言を、撤回をさせていただきます。どうも誤解をしてすみませんでした。

以上です。

議長（滝内久生君） 次に、沢登英信君からの動議の中で、中村議員の行動について動議がありましたけれども、明日12月8日、弁明の機会を設けることといたします。

議第67号 南伊豆地域清掃施設組合の設置についての議案の撤回を求める動議については、12月9日、審議することといたしました。

一般質問

次は、日程により、一般質問を行います。

今期定例会に一般質問のありました議員は7名であり、質問件数は18件であります。

通告に従い、順次質問を許します。

質問順位1番、1つ、旧グランドホテル土地家屋の取得について、2つ、南伊豆地域広域ごみ処理計画について、3つ「ケアラー支援条例」の制定について。

以上3件について、13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

13番（沢登英信君） 日本共産党の沢登英信でございます。議長が御紹介いただきました順に趣旨質問をさせていただきます。

まず、旧下田グランドホテル土地家屋の取得についてでございますが、まず、1つの目的と土地家屋の購入の経緯についてお尋ねをしたいと思います。

令和3年の11月19日の全協で、この問題が提起をされ、令和4年の10月25日の全協で再度、担保権の消滅の申立てをして、この土地を購入をするんだということを当局は、明らかとしているところでございます。

その購入の検討の内容を見ますと、所有者不在となり、ペリーロードの背景に、廃墟として放置されることが容認できないので購入をしたいんだと。破産の手續にのっとれば、低廉な金額で購入できると。当該土地は昭和41年に市が売却したもので、下田公園に活用ができると。こういうことで購入をしたいとしているところでございます。

そして、令和3年の12月議会で、公共用地取得特別会計に100万円予算計上がされ、否決をされたところでございます。検討不十分だということの内容であったかと思うわけですが、令和4年の1月20日には、大坂区及び弥七喜区の自主防災会長から、それぞれ撤去要望書が提出されるという経緯となっていようかと思えます。

10月25日以降、いわゆる担保権消滅許可申立てが進められ、法的に現在どのようになっているのか、お尋ねをしたいと思います。申立書が送達されてから1か月が経過した場合、担保権消滅の許可が裁判所から下りるといふ具合にも言われているところでございますが、現在どのような形になっているのでしょうか。

さらに、下田公園再整備構想を策定をし、そして、この跡地をどう利用していくかを計画するんだと、こういうことを当局は表明しているわけですが、アスベスト等の危険物が、いわゆる有害物質があり、解体は4億円から5億円もかかると。公園整備費にさらに4億円かける、いわゆる9億円余りの予算をここに投入をしようとしているわけですが、このお考えは変わっていないのかどうか、再度確認をしたいと思います。

令和4年1月20日のこの大坂区自主防災会長 浅岡さんと弥七喜区の自主防災会長 中村さんの旧グランドホテルの撤去についての要望書の内容を見ますと、大坂区公会堂、大坂区の防災倉庫が旧ホテルの眼下にあると。大坂区一時避難場所、福山物産の駐車場が避難所となっているようですが、これも眼下にあるんだと。坂下、大坂区、それから一部の津波避難所が、場所が旧ホテルの眼下の大浦坂の頂上にあたり、長楽寺や下田公園が避難所となっているんだと。こういうことから倒壊した場合の被害想定として、2町（坂下町、七軒町）の住宅地域が埋没のおそれがある。崩壊瓦礫による大浦坂の埋没に、大浦地区住民及び宿泊旅客が孤立するおそれがある。地震発生時の橋の崩落、柳橋、逢坂橋、ホテル瓦礫により、坂下町、七軒町の町民が孤立し、津波からの非難が困難になることが想定されると。海中水族館への路線バス、道路が眼下にあり、季節によっては数十台の車両の渋滞が発生しており、災害有事には大惨事を招くおそれがある。こう指摘をしているところですが、このような指摘について、当局はどのようにお考えになっているのか。この指摘とおりに考えているのか、見解を、お尋ねをしたいと思います。

防災上、取得は必要ということであるなら、この受益の範囲ということが当然必要になってくようかと思えます。急傾斜地の場合には負担金条例により、その負担が今日、最低でも5%が、負担がされていようかと思うわけであります。このような議論がどのようにされているのか、お尋ねをしたいと思います。

5点目としまして、旧グランドホテルしか適用しないというこの当局の見解は、法の前の公平の原則からいって、許されないことであろうと思うわけであります。富士屋ホテルや御苑やいろんな放置されたホテル等が市内にはあるわけであります。倒産によります、いわゆる破産財産を税金によって購入し、それが、5億円余りの解体費が必要な土地建物を購入す

るなど、市が行うべきことなのか、いま一度吟味をする必要があるのではないのでしょうか。

まず、今ある法律を適用するということが必要であります。特定空き家などの措置をどのように取っているのか、お尋ねをしたいと思うわけであります。

そして、この特定空き家等の法律が不備、不十分だということであれば、国に法律を制定していただく、国、県に法の整備を求めていくということが今必要ではないかと思うわけあります。

先日もテレビにおいて、岩手県花巻市での温泉街の入り口にありますが、1960年代に創業しました、今日20年間も放置されているという心霊スポットとして、逆に紹介されているようなホテル花仁が報道されておりました。また、日光・鬼怒川の温泉街、この廃墟群も大きく取り上げられているところではないのでしょうか。さらに、熱海市のお宮の松の上の廃墟ホテル群が映し出されておりました。観光地どこでも全国的な課題となっている、解決を迫られている課題であろうと思うわけであります。こういうことから申しまして、これは国や県にきっちりと、その体制を求めていくということが今必要かと思いますが、このような点での努力は、市長は何をされているのか、お尋ねをしたいと思います。

次に、南伊豆地域広域ごみ処理計画についてでございます。

敷根地区で大型ごみ焼却炉の建設に関する住民投票条例を求めている、この住民の活動について、市長はどのようにお考えになっているのか、所見をまずお尋ねしたいと思うところであります。

住民投票で焼却炉建設の是非を決めることを求めているわけですが、この下田市条例の制定請求の要旨の中では、建設場所が文教地区であり、不適ではないのか。1日50万立米にも及びます排ガス、ダイオキシン類、水銀、硫化水素、窒素化合物などによる市民への健康不安及び気候変動の危機、こういうものについてはどうなのかと。100億円という巨費を投じ、数十年間も今後、燃やし続けるという、こういうことに対する疑問にはどうお答えができるんだと。1日数百台のごみ車の集中、伊豆縦貫自動車道の敷根インターからの観光の車、認定こども園等の送迎の車による大渋滞が予想され、伊豆急下田駅から県道南伊豆線、国道136号線の渋滞は、市民生命に重大な影響をもたらすのではないのか。

1市3町のごみを燃やし続ける計画は、子育て世代や移住者を受け入れる上でも、まさに妨げとなる。下田市の発展を大きく損なうものと思われるので、住民投票によって市民合意に基づく市政の実現を求めているわけであります。このような市民の要望や課題を明確にしていることに対して、どのように解決しようとしているのか、考えているのか、改め

て再度お尋ねしたいと思います。

南伊豆地域広域ごみ処理計画は持続可能な社会に向けて、ゼロ・ウェイストを目指す計画と、皆さん、なっているのでしょうか。下田市の廃棄物処理の現状はどうなっているのか、市民と共に問題を明確にし、循環型社会を実現していくべきではないかと思うわけでありませう。

こういう観点に立ちますと、南伊豆町議会において去る11月30日に、南伊豆地域清掃施設組合の設立について、現下田市清掃センターの敷地が借地であり、土地返却の整備に対する負担協議がされていない。また、全体像が不明瞭であると。理解ができないということで、南伊豆町議会は否決をしていることが報道されているわけでありませう。市長の所見をまず、この件についてお尋ねしたいと思います。

ゼロ・ウェイスト（ごみゼロ）を目指すのであれば、ごみの再資源化、減量化計画がまず、第一にあるべきでありませう。焼却炉ありきでは解決できないと思います。市民の皆さんと合意できる、ごみ資源化計画を推進すべきでありませう。どうしてマテリアル施設の整備についてが話し合えないのでしょうか。それが焼却炉の後に、この施設を造るんだという、とんでもない逆転した計画となっていようかと思うわけでありませう。

下田市一般廃棄物処理計画、廃棄物処理法の第6条第1項の規定に基づくこの計画、また、循環型社会を形成するために策定しております計画期間を平成30年度から平成44年度（令和14年度）までの15年間、5年ごとに見直すとしているわけですが、その内容を見ますと、令和2年度、1人1日の排出量は全国平均900グラムでありませう。リサイクル率は、既に全国平均20%でありませう。

静岡県の1人1日排出量は815グラムとなっておりますが、下田市では1,198グラムとなっているわけでありませう。そして、15年後も1,048グラムにするんだと、まさに15年間で150グラムしか、ごみの量を減らさない、1年間に10グラムしか、ごみの量を減らさないという、とんでもない計画になっているわけでありませう。計画とは言えないような計画になっている、なぜこのような事態になっているのか。業者任せで計画をつくって、市民と住民と、きっちりと話し合って、どういうごみ処理をしていこうかという基本的な計画づくりが行われていないからだと、こういうことが言えるのではないかと思うわけでありませう。

平成7年6月16日制定の容器包装リサイクル法によりませう再商品化の促進に関する法律が、既に施行がされているわけでありませう。平成7年ですから、もう十数年たっていようかと思ひませうが、容器包装プラスチック類の収集、再商品化が下田では、なされていないわけであ

ります。

プラスチックに関わる資源循環の促進に関する法律が令和4年4月から施行となっております。これも下田市では取り組まれていない。国が求めている法律に基づきます取組もしていないで、焼却炉さえ造ればいいんだというような計画は、根本から見直しが必要ではないかと思うわけであります。

25種類もの分別を下田市ではしております。これは、よく言われる大崎町が27分類しかしていない、上勝町もそのぐらいたと、こういう状態の中で、25もの分別をしているということは、大変誇りにしていいわけであります。

ところが、どういうわけでリサイクル率が15%程度でとどまっているのかと。まさに、事業系のごみが一緒くたにされて燃やすという、分別されないで燃やすという仕組みになっているからではないかと思うわけであります。このような仕組みを早急に改めるという施策が今、進められていかなければならない。焼却炉を造ることではないことは明らかではないかと思うわけであります。

さらに、排ガスの心配もあります。廃棄物の焼却炉からの排ガスについて規制基準が求められておりますのは、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩素及び塩化水素、ダイオキシン類、そして、先日付け加えられました水銀の6項目のみであります。ダイオキシン類については、排ガス規制とともに大気中の環境基準も設定がされているところでございますが、既にヨーロッパでは、人の健康を阻害する重金属、カドミウム、タリウム、水銀、ヒ素、銅、鉛、コバルト、クロム、マンガン、ニッケル、バナジウム等についても規制基準がありますが、日本には、こういう規制基準が現在ございません。排出45メートルの今の焼却炉からも、これらの重金属類がもくもくと排出されているということ想定せざるを得ないと思うわけであります。

環境省は長い間、バグフィルターをつけていれば焼却炉の煙突からは、有害金属は排出されないと主張されてまいりましたが、焼却炉周辺の松葉から重金属類が検出され、排出されていることを今日、国も認めざるを得ない事態と立ち至っているのではないのでしょうか。

ダイオキシン類の毒性は、改めて言うまでもないと思いますが、一般毒性、発がん性、生殖毒性、あるいは免疫毒性など、多岐にわたっているわけであります。急性毒性について心配がなくても、低濃度の継続は、体内への摂取は複合性によりますますリスクを高めると言われているわけであります。今もダイオキシン類は、ごみの焼却が主な発生源であります。法律により監視されている重金属類は、有害大気汚染物質と該当する可能性のある物質として

248種類も挙げられております。そのうち、優先的取組物質として23種類が特に危険だと言われているわけでありますが、先ほど申し上げましたように、規制をしているのは、たった6種類でしかないという、こういう事態になっているわけであります。

45メートルの現在の煙突から、排ガス日量50万立米も地域に排出されているわけですので、この煙がどのように拡散をされていくのか、私は調査をすべきではないかと思うわけですが、皆さんのお手元に配付しました、令和4年の11月19日に行いました池田こみち先生のシミュレーションによりますと、この表の一番左側、伊豆、石廊崎及び下田地区に吹く風の状態は、東の風、あるいは西の風がほとんどである。したがって、この焼却炉から排ガスが行く状態というのは東西であると。言ってみれば弘洋園、あるいは弘洋園の先の分譲地、笹峯台であるとか、こちらへ下りますと下田富士を超えてですね、この中心市街地、東西本郷にまで、このダイオキシンを含んだ煙が立ち至るということが、指摘がされているわけであります。ところが、生活環境影響調査では、このような単純な、煙がどちらに行くのかという調査も、項目の中に入っていないという事態となっているわけであります。

そして、池田こみち先生によれば、松葉ダイオキシンの調査の提案をされております。水や空気のきれいさについて、化学物資が環境中にどのくらいあるのかといったことは、目に見えないばかりか、色もなく、臭いもなく、専門的な濃度基準で表示され、市民に分かりにくいものであります。例えばダイオキシン類の環境基準は、年間平均で0.6ピコグラム・TEQ/m³以下と定められているわけですが、それが年2回の測定の結果、平均値を年間365日、8,760時間の平均値として、たった2回しか取っていないのに年の平均値として見ている、進めてよいのか。今進めている生活環境影響調査では、ダイオキシン類では四季、春・夏・秋・冬、それぞれ7日間、28日間連続捕集をするということでございますが、周辺3地点のうち2地点は、沿道環境調査地点を兼ねるとされておりますので、具体的には煙突からの排ガス1か所しか捕集をしない、調査をしないと、こういうことになっているのではないかと思います。

土壌汚染は1回、周辺3地点、沿道環境については大気質、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、2期、夏と冬しかやらない。平日、休日、各1回、24時間連続7日間2点とされているわけであります。たったこれだけの地点、このような調査で、人の健康に影響がないなんていうことが、どうして言うことができるのかと。ただ政府が決めている環境基準に適應してるか、してないかという、こういうことだけでしかないのではないでしょう。これで健康に不安がないなどと、どうして言えるのでしょうか。市長及び教育長にお尋ねをしたいと思っております。

クロマツの松葉は大気中の大気汚染、重金属類などの測定分析の環境指標として、活用されているところでございます。摂南大学薬学部、宮田研究所の研究報告によりますと、大気中のダイオキシンは、クロマツの新芽に急速に蓄積され、約4か月以降で濃度変化が少なくなり、平常状態になることが分かっているそうです。その後は、大気中の平均濃度について、松葉中濃度が上下することが確認されています。蓄積量が安定する6か月以降の松葉を200グラム集めれば、地域の大気の平均的な濃度を推定することができるとされております。敷根の焼却炉周辺の松葉と稲梓地区の松葉をそれぞれ分けて調査すれば、環境分析に役立つわけでありまして、1検体25万円程度でできるそうでありまして、ぜひとも生活環境調査に付け加えて、環境調査を進めていただきたいと。土壌や川の生物も、地元の理科の先生方の協力をいただければ、環境調査が実施できるのではないかと思うわけでありまして、このような提案をぜひとも受け止めていただきたいと思うものでございます。

循環型社会の形成に向けて、いわゆるゼロ・ウェイスト、環境基本法に示されました持続可能な社会を目指して、廃棄物等の発生抑制、循環資源の利用、適正な処分が確保されることによって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される、そういう社会を目指しているわけでありまして、廃棄物を集めて燃やして灰を埋める処理方法は、持続可能な社会、いわゆる循環社会3Rを断ち切ってしまうことになることは明らかであります。ゼロ・ウェイスト社会の構築とは、ごみ処理に伴う資源やお金の無駄をなくす、地域が自立して、地域の知恵や人材、自然を生かすということではないでしょうか。

3点目としまして、ごみ処理に伴う環境リスク、環境汚染を引き起こさず、4点目として、物づくりの段階から、ごみにならない製品を作っていくという、こういう社会が必要であります。そのため、消費者が危機意識を高め、購入するものを選ぶことが進められているわけでありまして、地域の自立とLow Cost、Low Technology、Low Risk、いわゆる「4L型」の政策によって貫かれていることが特徴でございます。焼却技術に頼って、炉を造ればいいんだというのは、まさに今、考え直さなければならない時代に立ち至っているということを再度、申し述べたいと思うところでございます。

なお、クロマツの調査資料につきましては、資料2枚目に添付してございますので、ぜひとも参考にさせていただきたいと思うところであります。

次に、「ケアラー支援条例」の制定に向けてでございます。

2000年（平成12年）に介護保険法がスタートし、介護を必要とする方々は、安心して暮らしていくためのサービスを受けられるようになったわけでありまして、その一方で、在宅介護

する家族、介護者、いわゆるケアラーは先の見えない介護の中で、心身の健康や社会的な孤立、離職、虐待など様々な困難に直面をしているところでございます。

一方、国は、ヤングケアラーの実態把握の全国調査をし、この令和3年4月、調査結果を公表しているところでございます。静岡県は、令和3年11月24日から令和4年2月3日まで、927校、25万6,966人の小中学生に調査書を配り、調査をしているところでございます。静岡県のヤングケアラーに対する支援策に役立てようという調査の内容であります。

このことは、令和3年6月議会において、また、令和4年9月議会におきまして、渡邊照志議員が一般質問でも明らかにしているところでございますが、今日、その後、どのような実態把握ができたのか、お尋ねをしたいと思います。

また、支援の体制や各団体、学校施設、福祉団体等の連携についてどのように進められているのか、お尋ねをしたいと思います。

断酒の会、アルコールの会の方々や高齢者の方、それぞれ分野が広いわけですが、家庭でのケアが社会的に、これを保障していくという、こういう時代に入ってきていようかと思うわけであります。

そういう形の中では、ケア支援条例が今、各市で制定がされてまいってきております。その中で、さいたま市ケア支援条例で、次のような条文を持ったケア条例がお手元に配付してあります。前文だけ紹介をして、趣旨説明の提案に代えたいと思うわけであります。

日常生活において支援を必要としている人の周りには、それを支える多くのケアラーの存在があり、それは決して特別な存在ではない。高齢化、核家族、晩婚化、ニーズの多様化等に伴い、誰もがケアをされる側とケアをする側にもなり得る。ケアラーがケアするのは支援が必要な高齢者、障害者、がん、難病、精神疾患等の慢性的な患者を抱えた人、及び医療的ケアをする子供のほか、薬物、アルコール等依存症の人、ひきこもり状態の人、幼い兄弟姉妹等、多岐にわたる。また、老老介護、老障介護、育児と介護を同時に担うダブルケア、配偶者介助等、ケアの在り方も多様化している。

一方で、ケアラーは、誰も悩みを共有できず社会から孤立し、ケアに伴う過度の不安により、自身の日常生活に支障が生じる場合もある。とりわけ、本来、本人が担うべきケアを日常的に担っているヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を強いられていることで、日常生活への支援はもとより、適切な教育の機会が確保されず、進学、就職の人生の選択を狭めてしまうおそれがあるなど、自身の将来に大きな影響を及ぼすことも懸念がされる。

このような状況を踏まえ、ケアラーが抱える悩みを一家庭の問題ではなく、社会問題として認識し、市民と事業者、関係機関、民間支援団体等が相互に連携を図りながら、ケアラーを含む家庭全体への支援を通じて、誰一人取り残すことなく、ケアラーを社会全体で支えていく必要がある。ここに一人一人のケアラーが自分らしく、健康で文化的な生活を営むことができる地域社会の実現を目指して、この条例を制定するとしているわけでございます。

条文の中身については割愛をいたしますが、こういうことで趣旨質問を終了させていただきます。

議長（滝内久生君） 質問者にお尋ねします。

ここで休憩したいと思います、よろしいでしょうか。

13番（沢登英信君） はい。

議長（滝内久生君） 午後1時まで休憩します。

午後0時2分休憩

午後1時0分再開

議長（滝内久生君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

市長。

市長（松木正一郎君） 私のほうからは、議員御質問の南伊豆地域広域ごみ処理計画について現在、住民の直接請求に関する活動について、どのように考えているのかということについてお答え申し上げます。

これまでも説明してまいりましたが、人口減少、少子高齢化が県内でもかなりトップクラスで、そのトップクラスのスピードで進行する中、ごみ処理施設の老朽化、それから自治体の施設維持の経費の負担、こうしたものを総合的に勘案しまして、1市3町共通の課題を解消するために、広域による共同ごみ処理事業が最も合理的であるとして、これまで議会や市民への説明等、各種取組を行い、各種手続も進めてきたところです。

一方、現在、一部の市民の皆さんは署名を集めていることも承知しており、今後の推移を見守ることが重要であろうと考えております。市といたしましても、正確なデータと適切な状況提供に努めてまいります。

また、ごみの減量化、これは今を生きる我々の責務であり、今後可能な限り資源化を行い、

廃棄物の総量を減らしていく、この目標は、署名活動をなさっている人々や市民の皆さんと共通していると考えています。当局としても御承知のとおり、各種ワークショップなど市民と共に、どうしたらごみを減らせるのかというのを真剣に考えているところでございます。ぜひこうした前向きで、かつチャレンジングの取組について御協力をお願いしたいと存じます。

また、このごみ処理の関係についてですね、南伊豆町で否決されたという御指摘については、私ども広域ごみをみんなでやろうと言っている首長、これによる臨時の会議を開催いたしまして、その席上において南伊豆町長から、議会ともこの否決を受けて話し合ったところ、再度議会を臨時に招集して、規約案の再提出をして、それでもって可決をしていくという、そういった話となりましたということの説明がございました。これによりまして、下田、松崎、西伊豆の関係する全ての市町において予定どおり、議会に規約案を提出することを申し合わせたところでございます。

ちなみに、松崎町においては本日、議会最終日に当該議案が可決された。西伊豆町は、明日が最終日というふうに聞いております。

以上でございます。

以下のものについては当局、各課長から御回答いたします。

議長（滝内久生君） 建設課長。

建設課長（平井孝一君） それでは、私のほうからは、下田グランドホテルの取得目的、経緯、状況等についてお答えいたします。

まず、購入の主な目的といたしまして、所有者が不在となり、放置されることを容認できないこと。2点目としまして、破産法の手続にのっとれば、低廉な価格で購入できる可能性があること。3点目としまして、当該土地については以前、市有地であったものを昭和41年に処分したものであり、下田公園一体として活用が期待できることの3点を挙げております。

これまでの経緯といたしまして、令和3年11月19日、全員協議会において、当該土地家屋を購入する方向で進めている旨を報告いたしました。同年12月定例会におきまして、令和3年度公共用地取得特別会計補正予算に、担保権消滅許可申立て手続の上、当該土地家屋を購入するため、公有財産購入費100万円を上程しました。

結果といたしまして、購入後の利活用に対する説明不足等により、反対多数で否決されております。

翌令和4年2月18日、全員協議会において、購入後の利活用案として防災機能を有する公

園案を提示し、今後の進め方などを報告したところでございます。

同年3月の下田市定例会におきまして同様に、公共用地取得特別会計当初予算に公有財産購入費100万円を上程、さきの全員協議会で報告したとおり、購入後の利活用を防災機能の向上及び市民憩いの場の確保を目的とし、下田公園と一体化した防災機能を有する公園整備方針（案）を説明したところ、賛成多数で可決されました。

同年5月30日、全員協議会、令和4年4月25日に仲買人から破産管財人に対し、当該土地家屋の購入規模、借受証明の提出があり、当初ゴールデンウィーク明けに予定していた担保権消滅許可申立手続が停止、保留となり、任意売却手続が行われる旨を報告いたしました。

7月29日、全員協議会において、任意売却による契約に向けた各種手続が進められていることを報告いたしました。

10月25日、全員協議会におきまして、令和4年9月26日、破産管財人から任意売却契約が不成立となったため、担保権消滅許可申立手続を再開する旨を報告いたしました。

続きまして、10月25日以降、担保権消滅許可申立てが進められ、どのような状況になっているかでございます。管財人からの報告といたしまして、令和4年10月28日、破産管財人が裁判所に担保権消滅許可申立てを提出したところでございます。

今後の流れ、状況といたしましては、10月25日の全員協議会で報告したとおり、まず裁判所において担保権消滅許可申立書が受理された後、申立書が被申立て担保権者、抵当権者に送達される。

次に、被申立人（担保権者）、抵当権者は、申立てに対し競売の申立て、または買受けの申出5%以上の対抗措置ができます。それらの対抗措置がなく、申立書が送達された日から1か月が経過した場合、担保権消滅の許可が決定されるとなっております。

次に、下田公園再整備構想の策定がどのようになっているかでございます。

さきまで任意売却の話もあり、取得に至っていないことから、構想の策定については現在、未着手でございます。取得した後、（仮称）下田公園再整備基本構想の策定を進めていきたいと考えております。

次に、急傾斜地の負担条例のような負担を受益者に求めるべきではないかとの御質問です。

急傾斜地崩壊対策事業は、山ののり面・斜面の対策で、建物の崩壊に適用されないことは議員も御承知の上の質問と存じます。今回のような建物等の財産については、原則所有者に維持管理責任があるため、受益者負担を求める条例は、そぐわないと考えております。

次に、グラウンドホテルのみ適用は許されるのか、現法律の中で対応はとの質問でござい

ます。

これまでも説明しておりますが、当該ホテルとその他市内の廃業したホテルとの大きな違いは、所有者がいるか、いないかでございます。当該ホテルが所有者不在となり、放置されることを容認できないため、予算計上したものでございます。

その他の廃業ホテルにおいては助言や指導を行い、一部建物の撤去を行うなど、所有者が点検等、管理に努めております。

現在、本市において特定空き家は、旧民家の3件が認定されているところでございます。

また、来年度におきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき協議会を立ち上げ、空家対策総合実施計画を策定する予定でございます。その計画に基づき、除去や解体が必要な場合、国庫補助の活用を検討していきたいと考えております。

私からは以上です。

議長（滝内久生君） 防災安全課長。

防災安全課長（佐々木豊仁君） 私のほうからは、要望書における倒壊した場合の被害想定についての市の考え方についてお答えいたします。

旧下田グランドホテルの現状につきましては、市の技術職員による現地調査等を行ったところ、耐震性能は保証できないと認識しております。地域住民からの要望書に記載された、市民の安全安心への願いを真摯に受け止め、早期の安全確保に努めてまいります。

私のほうからは以上でございます。

議長（滝内久生君） 環境対策課長。

環境対策課長（鈴木 諭君） それでは、私のほうからは、南伊豆地域広域ごみ処理計画についての御質問の中から、2番目の広域ごみ処理計画が持続可能な社会に向けた、ゼロ・ウェイストを目指す計画になっているのかという御質問について、お答えを申し上げます。

初めに、下田市の出すごみについての中からプラスチックごみ、あるいは事業系ごみへの対応についての御質問でございます。

これまでも御説明したとおりでございますけれども、容器包装プラスチック類につきましては、新たに整備する資源化施設において分別回収をすることとしており、また、そのほかのプラスチックにつきましても、分別回収に向けた検討を進めているところでございます。また、事業系ごみに関しましては、調査等を実施し、ごみの内容ですとか傾向を把握した上で、分別についてのチラシ等で周知を進めてまいります。

それから2点目、排ガスの御心配について、シミュレーションをするべきではないか、あ

るいは、松葉ダイオキシン調査の御提案についてということで御質問がございました。

生活環境影響調査は、廃棄物処理施設生活環境影響調査指針に基づき実施しているところでございます。この調査におきまして、測定データや施設の所見に基づきまして、排ガスの分析・評価を実施することとしております。

それから、大防法の248の有害大気汚染物質のうちの23物質が優先取組物質に指定されているというのは、沢登議員の御指摘のとおりですが、そのうちダイオキシン類、それから水銀については、既に法令の規制対象となって、測定・監視が行われております。また、残る21物質につきましても現在、全国の県市政令指定都市においてモニタリング調査等を実施し、科学的な状況の把握が進められているところでございます。

公害測定につきましては、大気汚染防止法やダイオキシン類対策特別措置法等の法令に基づきまして実施しているところでございまして、現在実施している定期的な測定の結果は、法令による厳しい排出基準をクリアしている状況でございます。

また、県におきましても、ダイオキシン類環境調査を実施しておりまして、市内では、大気測定を市役所で年2回、河川水質調査につきましては稲生沢川の新下田橋で、その他土壌調査、海域の水質、あるいは底質の調査が下田港中央棟で実施されており、基準をいずれもクリアしているところでございます。

今後につきましても、これら法令に基づく測定というものを継続してまいりますとともに、今行っております生活環境影響調査では、土壌調査を実施することとしておりまして、新施設による環境影響について、しっかりとしたチェックを行ってまいります。

私からは以上です。

議長（滝内久生君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（芹澤直人君） 私のほうからは、ケアラー支援条例の制定についての御質問について、関係するところを答えいたします。

まず、ケアラー（介護者）の実態についてというお尋ねについてでございます。障害福祉分野における介護者につきましては、令和元年度実施のアンケートから推計いたしますと、市内に約280人と推測してございます。

続きまして、支援の体制や連携についてのお尋ねについてでございます。これにつきましては、ヤングケアラーに対する支援に向けた取組の状況についてお話をいたします。

学校教育課、市民保健課、福祉事務所の3課で連携をいたしまして、現在、3つの取組を進めております。

1点目は広報・啓発でございます。

大人向けには、10月号の広報しもだに特集記事を掲載いたしまして、子供たちの見守りに対する協力の呼びかけなどを図りました。子供向けには、相談先などの周知を目的にチラシを作成いたしまして、中学校と下田高校一、二年生に配布をいたしました。

2点目は実態調査です。

教育委員会が主体で小中学校の全学年を対象といたしましたアンケート調査を行い、実施結果を連携している課で共有いたしまして、状況把握に努めてございます。

3点目は研修です。

相談や支援の窓口となる小中学校や市の関係課を対象に、概念的な認識や連携した支援の仕方などの共有をテーマに行いました。今後も関係機関との連携を密にして、地域の実情に合った支援を進めてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

議長（滝内久生君） 学校教育課長。

学校教育課長（糸賀 浩君） 私からは、ケアラー（介護者）の下田市内の実態についての御質問の中で、市内児童生徒の状況についてお答えを申し上げます。

昨年度、静岡県が小学校5年生から高校生を対象に実施したヤングケアラー実態調査では、何らかの家族のケアをしている児童生徒は、市内で32人ございました。また、本年度、市内小中学校において実施をしたアンケート調査では「何らかの家族のケアをしている」と答えた児童生徒は13人おりました。

現時点では、ヤングケアラーに該当するものではございませんが、引き続き学校、教育委員会、福祉事務所、関係諸機関とで連携をし、状況を見守りながら支援につなげられるよう、対応を進めてまいります。

私からは以上でございます。

議長（滝内久生君） 市民保健課長。

市民保健課長（斎藤伸彦君） 市民保健課からは、高齢者及び介護保険サービス対象者について説明させていただきます。

第8期介護保険事業計画策定時のアンケート、令和元年ですが、それから推計しますと、要介護1～5を受けている方のうち、64.7%の方が家族、親族等から、何らかの介護を受けているとのアンケート結果がありました。

令和4年10月、この10月ですが、要介護1～5の認定者数1,252人に当てはめると、現

在、約800人が、在宅で家族の介護等に関わっていると推計されます。

生活に困難を抱える家庭につきましては、福祉サービス及び介護保険法等で支援を現在も実施しております。また、福祉事務所及び地域包括支援センターでは、介護や生活に関する相談を常に受ける体制であります。現在、条例の制定につきましては、今後の社会情勢等を見守りつつ、検討を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 回答をいただいたんですけど、やはり質問した内容を理解いただいて、内容のある御答弁をまずいただきたいなと思うわけであります。

旧グランドホテルの土地家屋について言えば、大坂区と弥七喜区の両自主防災会長さんが、具体的に埋没の危険があるというような指摘をしてるわけです。その危険があると判断してるのか、してないのか聞いているのに、その返事がないというのはどういうことなんでしょうか。私は、ここで指摘している自主防災会長さんたちの指摘というのは一部当たる面があるとは思いますが、全体的にはいかなものかなと、こんな疑問を持ってるわけです。

倒壊してですね、被害が出るとすれば、きっちりどの地域かと。ハザードマップではありませんけれども、そういうものをきっちり想定するということは必要ではないのかと思うわけです。それらもせずに、危険だと。建物であるから負担金は要らないんだと、こういうことではなくて、本当に行政の公平さやですね。危険であれば危険を取り除くという、こういう観点からいえばですね。この計画をつくるんだといいながら、それも着手をしてないんだと。土地が購入されてからだと、こういうことではありますが、しからは、土地は令和4年の10月28日に、管財人は裁判所に提出をしたと。ほぼ1か月だということになりますと、もう既にその時期は、1か月は過ぎてるんじゃないかと思うわけです。11月28日ぐらいになるわけですから、もう12月になってるわけで、この担保権の消滅は、裁判所でどう取り扱われてるのかというようなことにはですね。一般論として1か月だということを使うだけで、現在どうなっているかというような答弁がどうしてできないのかという具合に思うんですけど、きっちりした答弁をいただきたいと思うわけです。

その点でいえばですね。市長も、南伊豆が、議会が30日に否決したので、再度首長で話し合って再提出してもらうんだと。その経緯は分かりましたけど、何で議会が否決したのかと、この根本のところを議論をしないです、また出してもらおうんだということでは、また同じ轍を踏むということになるんじゃないですか。

その議会に私、出てませんから、伊豆新聞紙上しか分かりませんが、下田の清掃事務所の土地が民有地であると。したがって、そこが汚染されたときに、返還を求められたときに、どうするんだということが議論になったということと、そもそも南の議員の人たちが、この計画がどういうものか理解が進んでいないと。きちり当局は説明していないと。そういう状態の中で、これは審議不十分だと。判断できないと。こういうことが言われてると思うわけです、伊豆新聞紙上。そういう内容が首長間でどう議論されたのか。その内容について、松木市長はどう考えているのかという質問をしてるのに、首長間で議論をして再度出すことにしましたよ、そんなことを聞きたいわけじゃないんです。内容のある御答弁を再度、お願いをしたいと思います、いかがでしょう。

議長（滝内久生君） 防災安全課長。

防災安全課長（佐々木豊仁君） それでは、私のほうからは、自主防災会からの要望書における被害想定等について、再度お答えいたします。

市の技術職員による現地調査によりますと、旧下田グランドホテルにつきましては、外壁の剥離などの劣化、欠落、屋上、客室、バルコニーのフェンスや非常階段の劣化は著しく、内観はガラスが割れ、壁や天井のボードは剥がれ落ち、床に散在しております。

躯体の状況は、柱及びはりの鉄筋腐食によりコンクリートの剥離が見られ、全体的に劣化が著しく、大坂区・弥七喜区自主防災会の倒壊した場合の被害想定、住宅の埋没や孤立、津波避難の困難等につきましては、否定できないものと考えております。取得後には早期の安全対策を建設課等、関係各課と連携しながら進めてまいります。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 建設課長。

建設課長（平井孝一君） まず、負担金についてなんですが、当初説明したとおり、建物に関しては原則、所有者責任という原則から受益者負担というのは、そぐわないと考えているところでございます。

なお、手続につきましては、裁判所に破産提出した後、裁判所の審査がございます。その審査が、問題がなく、抵当権者等へ送達された日から1か月というところで、10月28日イコール、その1か月というのは違いますので、御了承お願いいたします。

以上です。

議長（滝内久生君） 発言は議長を通してやりなさい。

不規則な発言はやめなさい。聞こえますか。

建設課長（平井孝一君） 送達された日については、こちらのほうで送達されてから、それから担保権者等の権限が行われる時期となります。その期間につきましては、市といたしましては、その担保権者の権利等々に対して阻害を起こす可能性もありますので、情報を知っている否にかかわらず、情報について当局から申し上げることはできません。

以上です。

議長（滝内久生君） 環境対策課長。

環境対策課長（鈴木 諭君） 南伊豆町議会の否決に関しましては、2点ですね。土地の関係で、否決の理由として挙げられております。

1つとしては、事業用地が現在借地となっているけれども、取得した上で整備すべきではないかという点と、それから組合終了時、土地の返却の際の整備に対する負担協議というのがされていない。この2点でございます。

これに関しましては南伊豆町のほうからは、一般的な事業用地は取得することが望ましいから、今後、用地取得等についても検討を進めるとということと、それから2点目につきましては、後日説明する規約案の中に、第12条の中で整備運営以外の経費といったものについても市町長間で協議を行いまして、組合議会の議決を経て定めるというふうなことを規定しているところございまして、これらの協議について、きちんと行うというような内容で、担当会議等で確認されているものでございます。

私からは以上です。

議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 10月28日に管財人が地方裁判所に送達をしたのであればですね、抵当権者に、この送達したものがいつ出されたのかという、このことを確認してないということなんですか、答弁できないというのは。それを聞いてるんです。何回聞いてもですね、きちりした答弁がないと。いつ担保権の申立てが成立するのかということも聞いてるわけです。

それから、大坂区の区長さんや等々のことのおそれがあるんだということになれば、それは早急に防災計画を立てて、土地が入ってからどうするんじゃなくて、本当に、この福山物産のところが避難地として適当なのかどうなのかを含めて検討するということですよ。それもしないで、議会のそのときを過ぎればいいんだというような、こういう考えではまずんじゃないかと思う。これは危険があるんなら、この危険をどう解除するんだということも地元の人や防災課長としてですね、どうしたらいいか、公園が、グランドホテルが解体されてですね、安全になるには数年かかるわけでしょ。1か月や2か月でできるわけじゃない。

危ないというなら防災計画を立て直すということは必要になるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。僕は、ここに書いてある実態はね、ちょっと大げさではないかという、そんな気がしてるわけでありまして。

グランドホテルは、所有者が亡くなってしまうのでやるんだというけども、放置されて実際に被害を与えるということにおいては、所有者があろうがなかろうが、実態は大変な事態になっているわけです。例えば白浜、旧街道ある下田城のこの建物、水道施設の前にありますけれども、風が吹けば瓦が飛んでくるというような、こういう実態になっていると。それらには手をつけないでですね、見た目は悪いかもしれませんが、それほど危険を感じられないところに大変な金をかけてですね、10億円からの金をかけようかというような、まさに私は無謀な計画だと思うわけです。

各温泉都市の市長会等におきましても、この温泉街の廃墟については、国にそれぞれ要望等々を出してると思うわけです。そういう活動をどういうわけで市長は一生懸命になってやろうとしないのかと。その点を問いたいと思います。

それから、南伊豆1市3町のごみ処理の問題が、そういう問題が指摘されたということであれば、その協議はまだしてないわけですから、協議不十分で議会に出せるような事態ではないということは明らかじゃないですか。南の議会からですね、土地が民有地で、いかがなものかと。そして、それは返還するときに汚染してるから、きっちりした汚染の対策をしなければならぬと、それをどうするんだと、こういうことを協議してくださいよと言われたというわけでしょう。その協議を進めていない、協議はするのかもしれませんが、その協議は整っていない、この現状で、この施設組合の規約を、設定をするということ自身が議案として、ていをなしてないと、こういう具合に思いますけども、そんな議案でいいんでしょうか。

それから、一番の問題は、やはりごみの減量化、リサイクルをしていこう、再資源化循環社会をつくろうという中に、マテリアル施設の整備を焼却炉より当然先にすべき課題でしょう。それを令和11年にならなければ、容器プラスチックの対応も取らないと。令和4年の4月には施行されている、プラスチックに関する法的な対応も先送りしていると。法律そのものは、もう平成7年にできてるんですよ、プラスチック容器の。そして、それらは循環計画によれば、下田に集めてくるという、こういう計画になってますよね。その計画の内容はどういうものか、明らかにしていただきたいと思います。

私が読み解くところでは、大型ごみの破砕機を設置するんだと。それからプラスチックの分別をするような施設を造りますよと。鉄やアルミを分離する機械を入れますよと。そして

梱包して、それらを古物商の人たちに、資材を購入してくれる人たちに売るんですよ。こういう計画になってると思いますが、それらの施設は、それぞれの町にあるわけです。ただ、西伊豆町だけが梱包施設等ではなくて、直接業者が持っていくというスタイルになってるんじゃないかと思うんですけれども、そうしますと、このマテリアルの例えばアルミ缶とか鉄の缶、瓶だとかを下田に持ってくることに、どれだけのメリットがあるのかと。むしろ各自治体の施設でやってたほうがですね、マテリアルの施設は現状に合ってるんじゃないかと思うわけです。

どこにマテリアルの施設を下田に持ってきて、やることのメリットがあるのかと。しかも、なぜ令和11年まで先延ばしするのか、明日にでもやらなきゃならない、法律が定めていることをやりもしないで、やんなくてもいい焼却炉を造るなんて、とんでもない話じゃないかと思うんですけど。

議長（滝内久生君） 残り5分です。

13番（沢登英信君） その点はどう考えているんだ、お尋ねします。

議長（滝内久生君） 建設課長。

建設課長（平井孝一君） 手続に関してお答えいたします。

繰り返しとなりますが、10月28日に破産管財人が裁判所に担保権消滅許可申立てを提出いたしました。その後、裁判所が申立書等を担保権者等に送達するんですが、送達されたら1か月間、その中で担保権者の権利が生じます。その期間等については、当局のほうで知っているか知らないかも含め、申し上げることはできません。

以上です。

議長（滝内久生君） 防災安全課長。

防災安全課長（佐々木豊仁君） 私のほうからは、大坂区等地元自主防災会との防災についての協議についてお答えいたします。

令和4年1月20日に要望書の提出を受け、自主防災会連絡協議会、また、個別に旧グランドホテルについては協議しております。

大坂区の津波避難場所は、旧下田グランドホテル進入路入り口付近の大浦坂、長楽寺、下田公園の3か所となっております。特に大浦坂は、鍋田側からの浸水と旧町内側からの浸水により孤立することが予想され、避難場所として使えるようになれば大変有効と協議しております。

また、大坂区自主防災会長にまた確認したところ、旧下田グランドホテルに避難できれば、

大浦坂と長楽寺に避難している住民は、旧下田グランドホテルを避難場所として選択することになるとのことのお話を伺っております。

私のほうからは以上でございます。

議長（滝内久生君） 建設課長。

建設課長（平井孝一君） それと補足でございます。すみません。

その後、1か月間のうちに、いつ送達された、知っているか、知っていないも含め申し上げることはできませんが、その1か月の間に相手方から対抗措置等々が出た場合には、その情報はちゃんといただけることになっておりますので、議会の皆様にも、そうした場合は報告いたします。

この1か月がたった後、消滅の決定についても当局のほうに、破産管財人から市のほうに連絡が来ることとなっております。そうなった場合も議会のほうに報告、議員の皆様にも何らかの形で報告したいと考えております。

以上です。

議長（滝内久生君） 環境対策課長。

環境対策課長（鈴木 諭君） 南伊豆町議会の否決の件につきましては、先ほども申し上げたとおり、2点の理由を挙げられて、今後の対応について担当者会議、首長会議において確認した上で今後も進めていくという、そういう流れになっているというふうに確認されております。

それから、マテリアル施設の件でのお話がありましたけれども、マテリアル施設の整備というものも今回、焼却施設と併せてやっていくわけですけれども、今回、この計画の中で課題になっている焼却施設、各市町の焼却施設が老朽化している中で、この焼却方式でもって新しい施設を造り、それと同時に資源化施設を造るということで、この焼却方式というものは、日々の発生するごみを処理していくために必ず必要な機関となる施設であり、また日常的に、長期間にわたって作業が止まるということが許されない、代替性のない施設でございますので、まず、その焼却施設を整備した上で、その後、マテリアル施設を整備すると。

ただし、そのごみの減量化、資源化というものをきちんと進めた上で、焼却施設についても最小化を目指すというような事業として考えております。

本事業につきましては、持続的可能な社会の構築ということで市町が果たすべき、ごみの処理責任というものをきちんと確保した上で進める上で、そういった事業として、今後進めるように考えております。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 市長。

市長（松木正一郎君） 1点どうしても、これは言わなければいけないと思ひまして申し上げます。

先ほど沢登議員のほうから、私どもがリスクを過大視してるんじゃないかと、こういった発言がありました。被害想定は、あくまでも想定でありまして、いわゆる想定外というものを考えなきゃいけません。こういった危機管理においては「最悪ケース・シナリオ」という言葉がありますけど、最悪ケース・シナリオ、最悪のケースどうなるのかといったことを考えると、したがひまして、そういった被害のことをみんなで検討する、皆というのは、この議会で御検討いただきまして可決されたところです。

例えば、放置してですね、それがおこってきたとき、真下に市道があります。特定の場所、民地だけではなく、水族館のほうへ行ったり、あるいは海のほうに行ったりする人のための市道があると。こうしたところにおこってくるような場所に、つまり、崖の上に危険な建物があるわけです。だったら直ちに云々という話もありました。あそこについて、例えば市道を守るために、そこに大きな大きな何らかのトンネルみたいなものですね。人道のトンネルみたいな橋があって、箱根駅伝なんかのときには函嶺洞門でしたっけ、箱根駅伝でよく昔は走っていた。ああいう洞門で、そこをシェルターとして保護するという手ありますけれども、それは物すごい大規模な工事になります。

一方、あの場所を、位置特性とかを鑑みれば、公園に戻し、かつ、そこで防災にも役に立つようにするのが、まさに災いを福に変えるものであると。こういうことから私どもとしては、現在も進めているところでございます。

廃ホテルを横並びにして全て一斉に市として取得しようというものではないことをもう一回、念のために申し上げます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） どうもきっちり討論がかみ合わなくて恐縮ですが、そういう意味では、廃屋のホテル等は全国的な課題になってるので、やはり国や県に全国的な市長会等々を通じて、働きかけるべきではないのかと、こういう要請をしているわけですけど、市長にお願いしてるわけですが、それについてやったとも、やらないとも、やろうとも何とも言う、この答弁がないというのはどういうことなのかと。そして、あくまでもここは元公園用地で特殊

などだから、ここだけやるんですよと。しかし、危険なことを言うだとすれば、それは、ここだけじゃなくて幾つもあるわけです。

先日、水道管の施設を見に行っただすね。下田城の瓦が飛んでくるような状況であって、そこはもう日常の道路として、すぐそばを使ってるわけです。そういうものに対応しないで、特定のここだけに対応するんだという、この市長の姿勢はいかななものかという、こういう批判をさせていただいているわけです。それについての答弁は行ってこいになってしまってる。

それからマテリアルについても、先ほどから言ってますように、紙類や衣類のリサイクルが進んできますと、あと大きく、そういう意味では量はないかもしれないけど、がさばってるのは、どうしてもビニールやプラスチック類をどう処分していくかということだと思うわけです。これらはもう既に法律的に、やらなければならぬのに、なってるにもかかわらず、そういう体制を下田市は取っていないということ。しかも、令和11年まで、それを先送りをしようなんていうのは、とんでもないことじゃないかと思うわけです。

1市3町の焼却炉ができなければできない、課題ではないので、もう明日にでも、これ、どういう具合にしていくかということですね。方針を出さなきゃならない課題だと思いますけども、令和11年まで先送りしなければならぬ理由というのはどこにあるのか。そんなものは何にもないと思うんですけれども、そういう形からいえば、焼却炉ありきではなくて、もう一つは、ですから、1市3町でマテリアル施設を下田に造るということ。この施設でも100平米や200平米ぐらいで済むような施設ではないと思うわけです。広い場所が要るということになると思う。700平米とか800平米のですね。下手すれば1,000平米近くの用地が要りますよということになると思うわけです、状況は。そういうことも検討せずに、ただ単に令和11年度にマテリアル施設は先送りするんだと。17億3,300万円で造るんだと。金額だけは独り歩きしてると、こういう状態になってるのではないのでしょうか。

そして、そういう状況からいえば、粗大ごみの破碎施設を造るということになってますので、現在、粗大ごみの破碎施設は、民間業者に委託してるんだと思うんです、下田を含めて1市3町とも。それらの業者との関係はどうなるのか。そういうことも、きっちり調査していかなきゃならないと。こういう課題があるのかと思いますが、マテリアル施設についてどう考えているのかと。下田へ持ってくるのが何をもち、この効率的と言ってるのかということ質問してるんですけど、残念ながら答弁がないというのはどういうことかと。検討されていないということか、確認をしたいと思います。

議長（滝内久生君） 建設課長。

建設課長（平井孝一君） グランドホテル以外のホテル等々、ほかの建物の対応についてという御意見があったと思います。それにつきましては、最初の答弁でお答えしておりますが、来年度、空家対策総合計画実施計画というのを作成します。

これにつきましては、ちょっと他市町の例を参考にいたしますと、当然ごとくですが、空き家等の発生の抑制対策だとか、老朽空き家を起因にする防災上の危険防止といった観点から専門家、ある市町を例にしますと、学識経験者、弁護士、建物と取引業者、建築士等々、専門家の方を入れて検討していくことになります。

そうした中で、沢登議員がおっしゃられた建物が該当するかどうは分かりませんが、そういった建物の他市町の例を挙げますと、除去する国庫補助金・交付金を活用して、除去する計画をつくったり、または別の利用、用途の活用、地域活性化のために利用する活用を考えたり、そういったものでございます。

ですので、来年度そういった計画を策定する中で、沢登議員がおっしゃるような別の建物についても検討して、計画をつくっていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 環境対策課長。

環境対策課長（鈴木 諭君） マテリアル施設につきましては、これ今、基本計画の中で最終的に策定をするところでございますけれども、議員のおっしゃった破碎施設、それからプラスチック、ビニール等の選別、梱包等の処理設備といったものを導入するような方向となっております。

ビニール、プラスチック等の収集については、処理設備というものが必要であるとともに、収集システムを新たに構築しなければならないということで恐らく、そういったもののコスト面であるとか、そういった総合的な判断から、これまでなかなか導入されてこなかったのかもしれないというふうには思いますけれども、それを今回、1市3町の広域事業の中で、1市3町で行っていくと。

おっしゃるとおり、例えば古紙類であるとか缶類、瓶類等については個々に場所を確保して、集める方法というのを工夫していくとか、そういうようなお話は当然ですね、今後の運営をしていく中で検討していくというふうには考えているところでございます。

以上です。

議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 空き家対策総合、この専門家の部門をつくって検討していくんですよというのは、ぜひ効果があるようにですね、自らの目で下田の実態を分析して、対応していただきたいと思います。

そういう意味では、このグランドホテルの購入については、私は、いま一度立ち止まって、きっちり市長は吟味をしていただきたいと。全国的な大きな課題であるので、そういう働きかけをしていただきたいと、お願いをしたいと思います。

全く答弁がなく、残念でございますけれども。

議長（滝内久生君） 時間です。

沢登議員、時間。45分たちました。

13番（沢登英信君） 資源化可能か、資源化困難かという、そういう区分をして、別にやっていただきたいと。この事業系のごみの調査をするということですが。

議長（滝内久生君） 沢登議員、ルールを守りましょう。

13番（沢登英信君） どういう具合に措置をするのか答弁いただいていないので、答弁してください。

議長（滝内久生君） 環境対策課長。

環境対策課長（鈴木 諭君） ちょっと最後、お聞きになられたところ、聞こえませんでしたので。

13番（沢登英信君） 事業系ごみの調査をして対応していきますよと答弁いただいたんですけども、いつから、どういう形の調査をするか、明らかにしてください。

議長（滝内久生君） 環境対策課長。

環境対策課長（鈴木 諭君） 失礼しました。事業系ごみの対応につきましては、主に展開検査なるものを検討しております。これはもう本年度中に実施して、今後の周知等に生かしていくというふうに考えております。

以上です。

議長（滝内久生君） これをもって、13番 沢登英信君の一般質問を終わります。

ここで、休憩したいと思います。

2時10分まで休憩します。

午後 1 時53分休憩

午後 2 時10分再開

議長（滝内久生君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次は、質問順位2番、1つ、道路の維持管理と環境美化について、2つ、教育のICT活用推進といじめ等諸問題について、3つ、吉佐美・舞磯浜の市道と海岸空地の工作物について。

以上3件について、2番 中村 敦君。

〔2番 中村 敦君登壇〕

2番（中村 敦君） 2番 中村 敦。議長通告に従い、順次、趣旨質問させていただきます。

1つ、道路の維持管理と環境美化について、2つ、教育のICT活用推進といじめ等諸問題について、3つ、吉佐美・舞磯浜の市道と海岸空地の工作物について。

1つ、道路の維持管理と環境美化についてです。

昨今の道路の維持管理状においては、生活道路として、また観光周遊道路として、その機能と景観においては近年、明らかな劣化が見られます。路肩・歩道の雑草繁茂、ゆえに、歩けない歩道、路上にはみ出す雑木、路面の落ち葉、中央分離帯の雑草、垂れ下がる樹木などなど、通行するたびに辟易しますし、市民からの不平不満も非常に多いです。

かつて度々見かけた、落ち葉も砂ぼこりも流出土砂も取り除いた路面清掃車は、近年ぱったりと見かけません。生活環境の美化は地域の文化水準を表し、観光地においては、おもてなしの精神が問われ、来遊客や移住希望者の印象にも大きく影響するものだと思います。

なぜこのような事態になっているのかを問題視し、行政の取組を見直し、強化すべきであります。

第5次下田市総合計画 前期基本計画、分野4、都市基盤整備の中には（2）道路の整備、維持管理を推進します。道路や橋梁等の計画的な維持補修を進めるとともに、市民等との協働による道路美化活動を推進します。

- ・市道の計画的な維持補修。
- ・アダプトロード等、道路美化活動の促進。

さらに、下田市景観まちづくり条例においては、第5条（市の責務）において、市は、次に掲げる責務を有するものとする。

（1）下田まち遺産を知る、創り・育てる及び支えるための景観まちづくりを市民等との協働で推進するための施策を立案し、これを実施するとともに、その内容についての普及及

び啓発並びに市民等による自主的な景観まちづくり活動への支援を積極的に行うこと。

(2) 景観まちづくりにおける先導的な役割を十分に認識し、公共施設の整備及び管理並びに活用に積極的に取り組むこと。とあります。

下田市は、令和3年度に道路維持事業として実施しております。

国交省PPP/PFI(官民連携)支援、先導的官民連携支援事業補助金を活用し、下田市静岡県一体型道路等包括管理導入可能性調査業務委託、これを1,548万8,000円で委託しております。

これは、県、市が管理するインフラを一体的に管理する民間委託であります。市内の国道、県道、市道のほぼ全線延べ283キロを対象に実施するもので、その業務は、市民の窓口対応に始まり、小規模な修繕や除草、照明機材のメンテナンス、除雪や凍結防止剤散布であり、大規模修繕などは引き続き、県や市がそれぞれに実施するものとなっております。

官民連携の中では、業務委託と併せて自発的ボランティアの活用があらうかと思えます。環境美化に資するとともに、地域コミュニティの活性化や生きがいと健康づくりにも貢献すると思われる取組です。

静岡県にはアダプト・ロード・プログラムがあり、全国には市町独自のアダプト制度や公園ボランティア制度なども実施されており、一般社団法人みんなの公園愛護会の2021年アンケート「公園ボランティア実態調査2021」では、回答のあった34.7%の自治体で実施されております。

市が主導のボランティア活用も導入を提案しつつ、これからの道路等公共施設の維持管理について質問いたしますが、市道、県道、国道の管理責任者の別を問わず、下田市は、生活と観光の景観を所管するものとしてどうあったか、どうあるべきかという観点において質問いたしますので、同観点において御答弁をお願いしたいと思います。

質問です。

市道と県道、国道において、本来なら習慣的なはずの除草等維持管理作業の年間の回数と、国道、県道の路面清掃車の清掃回数は近年どのように変化しておりますか。

2つ目、市内(県道、国道含む)、これにおいて通行の実用性と、生活圏であり観光地として現状の維持管理と景観は十分足り得ると認識しておりますでしょうか。

3つ、国道、県道について、市は景観の所管として、建設課のみならず観光交流課も、また通学路としても防災上も、あらゆる観点から協力して県に要望すべきと思いますが、その要望の実績はどのようなものでしょうか。

4つ目、先述の市・県一体型道路等包括管理導入可能性調査業務委託に至った背景と課題はどのようなものでしょうか。

5つ目、前述の調査業務委託の成果はどのようなものでしょうか。

大項目の2つ目です。

教育ICT活用推進といじめ等諸問題についてです。

GIGAスクール構想とは、ICTを積極活用し「誰一人取り残すことのない個別最適化された学び」、これを目指す文部科学省及び政府主体の施策です。GIGAとは「Global and Innovation Gateway for All」の通称です。「全員がグローバル（国際舞台）とイノベーション（革新的創造）、この扉を開けることのできる学校にしていこう!」、そのような意味だそうです。これは当市の、つながる下田、新しい未来に合致する、これからの必要な教育を掲げた構想であると思います。

国のGIGAスクール構想は令和元年にスタートし、令和5年に達成予定でした。しかし、新型コロナウイルスの大流行に伴って大幅前倒しとなり、令和2年度下田市においても1人1台端末と高速通信環境が整ったところであり、通信環境整備と端末1,257台、モバイルWi-Fiルーター3台など、合計1億6,460万円をかけております。

さらに、令和4年度補正第7号においては、家庭持ち帰り用のバッテリー充電器88万7,000円を計上しております。これは学級閉鎖時の持ち帰り用と、説明を受けております。決してパソコン端末の配布がGIGAスクールではありません。これは最低限の道具と設備であり、近い未来においては文房具程度の扱いになっているかもしれません。

従来の黒板とチョークでの授業は一斉学習であったのに対し、個々の習熟度や個性に沿って「双方向かつ個別」、この学習を可能としたものです。

「IT」という言葉がもてはやされ、さらに、昨今では「ICT」、各種SNSやアプリの普及もあって、従来にはなかった新しい「Communication」、これが生まれております。教育においても端末を活用した生徒と先生の新しいコミュニケーションで、いじめの早期発見や解決、心身ケアによる自殺予防、不登校への対応等学校生活の諸問題に成果を上げている自治体があり、有効なアプリも開発、提供されております。

降って湧いたようなGIGAスクールの「実戦配備」、これの実質2年目で、現場は、いまだ混乱と模索のさなかかもしれません。しかし、全国一律の中にあっては、教育の地域格差を埋めるチャンスであり、また、当市の掲げるグローバルCITYプロジェクトにも極めて有効なツールであり、他に遅れをとってはならないものと思います。

まず、現在の方針と活用について伺います。

1つ、現在の活用状況と数値化された目標がもしあれば、その数値と達成状況はいかなもののでしょうか。

2つ、コロナ禍で前倒しされた意義は、コロナ感染拡大による学級閉鎖や、また自然災害多発の昨今においては、遠隔オンライン学習の実現にあったと認識いたしますが、その実施状況と今後の見込みはいかなもののでしょうか。

大項目の3つ目です。

吉佐美・舞磯浜の市道と海岸空地の工作物について。

舞磯浜の美しいビーチと景勝は、下田市の、吉佐美区民の大切な財産であり、知る人ぞ知るコアなファンの多いビーチでもあります。大手自動車メーカーのCMや大河ドラマのロケでも度々使われるほどに、その立地と景観は稀少で貴重なもので、市の推進するロケーションサービスにおいても重要な場所であり、海と自然あつての下田市は、これをしっかりと維持管理しなければなりません。

しかし、これを隣接の宿泊施設が半ばプライベートビーチのごとく振る舞っているとされ、以前から地域住民や来遊客とトラブルになっていると聞いております。舞磯浜へ通じる市道下条線の終点付近のバリケードと、海岸空地のテラス等工作物が目に見えるものであり、目に見えないトラブルによって来遊客が困惑する事態も聞こえております。

地元吉佐美区はこれらを撤去するよう要望しておりますが、聞き入れられず、頭を悩ませており、市と県の積極的な介入による、早期解決に向けた具体的施策が求められるところで

まず、質問です。

1つ、市は、この問題をいつから、どう認識しているか。また、バリケードと浜の工作物の所有者は誰でしょうか。

2つ、解決に向けた具体的施策はどのようなものですか。

以上、趣旨質問とさせていただきます。

議長（滝内久生君） 当局の答弁を求めます。

建設課長。

建設課長（平井孝一君） それでは、私からは、市道を所管する立場といたしまして、道路の維持管理と環境美化及び吉佐美・舞磯浜についてお答えいたします。

まず、市道と国県道の除草と維持管理の年間回数及び国県道の路面清掃回数についてで

ざいます。

まず、市道につきましては、平成19年度まで市道の草刈りと簡易的な維持管理を行うため、臨時職員2名を雇い、随時管理していましたが、平成20年度から26年度まで職員による対応や緊急雇用創出対策事業の交付金を活用し、シルバー人材センターにクリーンアップ作戦事業と称して、草刈り、清掃等を委託した経緯がございます。平成27年度からは再度臨時職員2名を雇い、維持管理を行っております。

また、作業量の多い箇所については維持補修工事費を活用し、業者に発注、ここ10年におきましては、市道敷根1号線ほか一、二路線を年間1回、除草工事を実施しております。

国県道について下田土木事務所に確認したところ、除草等について、過去におきましては国県道の全線を年2回実施していましたが、近年、人件費が高騰している影響により、現在は国県道の全線を年1回、7月中旬に実施しているとの回答を受けました。このことは下田土木事務所管内に限らず県内全ての土木事務所において、除草回数や除草面積を減少せざるを得ない状況となっておりますが、その対策といたしまして下田土木事務所は、通行の支障のある箇所について除草シート設置工事を実施し、除草箇所の減少を図る工夫をしているとのことです。また、路面清掃車による清掃につきましては、国道を優先的に実施し、国道に関しては全線、毎年1回実施しているとのことでございます。

県道につきましては、予算に応じて対応できる区間を実施しているとのことでございます。

次に、「市内の通行の実用性と、生活圏であり観光地としての維持管理と景観は十分か」との点でございます。

まず、道路管理者としましての義務は、一般交通に支障を及ぼさないように努めることと捉えております。実用性を確保するために、維持管理に努めております。しかしながら、観光地において、来訪者への景観的配慮も必要と考えており、具体的な例を挙げますと、黒船祭前には毎年、マイマイ通りの樹木等の剪定を行っております。

観光視点からの景観配慮、また防災面や通学路として、より安全な道路管理も必要と考えておりますので、今後も関係各課と連携し、取り組んでまいります。

次に、一体型包括管理業務に至った背景と課題、その業務の結果、成果についてでございます。

まず、至った背景と課題につきましては、下田市が管理する道路関係インフラの多くが老朽化しており、毎年多額の維持管理費用が必要となっております。これらの道路関係インフラにつきましては、統廃合等の抜本的な解決策はなく、民間活力や新技術の活用などによる

公的負担軽減の必要が求められております。これにつきましては、県においても同様の課題を抱えております。また、技術職員の不足も大きな課題となっており、道路施設の維持管理水準の低下が懸念されているところでございます。

これらの問題を解決するため、市と県が一体となって行う道路包括管理の導入を目指しているところでございます。

令和3年度の本業務の結果としまして、道路包括管理導入に向けての素案が示されたところでございます。その素案を基に来年度の予定としまして、県、市、業者の三者間の契約により、市内全域の公共道路の除草と小規模修繕を施行する予定でございます。

将来的に向けては、長期計画や業務区域、業務範囲の拡大も見据えているところでございます。本業務を推進することにより民間の創意工夫をさらに生かして、効率的・効果的な公共インフラの維持管理に努めてまいります。

次に、吉佐美・舞磯浜の市道と海岸空地についてでございます。

「この問題をいつから、どう認識しているのか、所有者は誰か。また、解決に向けた具体策は」という点でございます。

まず、市道の件につきましては、平成18年度に大賀茂川改修に伴う境界確定業務の際、公図混乱が判明し、現況道路、市道下条線が公図上の民地に存在していることが判明し、認識したところでございます。

海岸空地につきましては、下田土木事務所の所管となりますが、その頃からの課題と認識しております。バリケード、ゲートになりますが、ゲート及び浜の工作物の所有者は、近隣の宿泊施設の方でございます。

解決に向けての具体策等々でございますが、平成18年度当時、市道について下田土木事務所等の関係機関と協議し、道路用地の交換に向け交渉しましたが、不調に終わっているところでございます。現在も下田土木事務所と共に境界確認やバリケードの撤去等、交渉を続けておりますが、相手との交渉が成り立っていない状況でございます。今後も下田事務所と協議し、連携して対応したいと考えております。

私からは以上です。

議長（滝内久生君） 観光交流課長。

観光交流課長（佐々木雅昭君） それでは、私のほうから、道路の維持管理と環境美化についてという御質問に対しまして、観光交流課の立場からお答え申し上げます。

観光交流課といたしましては、黒船祭やあじさい祭、水仙まつりといった各イベント開催

に際しまして、会場周辺や幹線道路の沿道につきまして、除草等に御協力していただくべく道路管理者等に、個別にお願いをさせていただいているのが実情でございます。

また、市民や観光団体等のボランティアによります美化活動や、地元企業の地域貢献活動によります伐採や除草など、国道沿いなどの景観確保にも御協力をいただいているところでございます。

観光地として来訪者に清潔感のある、きれいな町という印象を与えることは非常に重要なポイントであり、魅力を高めることにつながると考えておりますので、今後も引き続き、下田土木事務所や関係課等と協力して取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

私からは以上でございます。

議長（滝内久生君） 学校教育課長。

学校教育課長（糸賀 浩君） 私からは、まず初めに、道路の維持管理と環境美化についての御質問の中の通学路についての要望と、その実績についてお答えいたします。

学校教育課では通学路の安全確保の視点から、危険箇所や道路の陥没、植栽等のはみ出し等により通行に支障がある箇所等の調査を、小中学校の協力を得て実施しております。

この調査結果を基に、下田土木事務所、下田警察署、小中学校PTA、市の関係各課で組織する子供の移動経路安全推進会議にて、対策について協議を行い、例えば県道の側溝改良や外側線の引き直しなど、順次改善を進めているところでございます。

次に、教育のICT活用推進といじめ等諸問題についての御質問にお答え申し上げます。

ICTの活用状況でございますが、現在、学校では日常的に授業等で活用が進んでおります。具体的には、市で導入しているロイロノートという学習支援アプリを使い、授業での課題の配布、提出や意見、考え方を電子黒板や個々のタブレット端末に表示し、共有やまとめ等で使用されています。また、音楽や体育といった技能教科でも技能の向上に向け、実技を動画で撮影し、確認するといった活用もされております。

そのほかインターネットを使った調べ学習、アプリによるプログラミング学習やドリル学習など様々な場面で活用されています。

ICTの活用の推進につきまして、数値化した目標は設定しておりませんが、令和3年4月から授業でのタブレット端末の活用に当たり、令和3年度から令和5年度までのロードマップを定めております。

1年目の令和3年度は導入期ということで、児童生徒、教員も基本的な操作に慣れ、学習で使ってみる。その中で効果的な指導方法を探っていく。また、休校等に備え、家庭での使

用を視野に入れた準備を行う時期としております。

2年目の令和4年度は活用、普及、推進していく時期として、児童生徒の学びを深めるための具体的な活用を進め、事例を積み重ねていくとともに、リモートでの使用を視野に入れた試行を行う時期としております。

3年目の令和5年度は活用を浸透させていく時期として、効果的な活用について共有し、実践していくとともに、リモートによる他校・他地域との交流等での活用も推進していく時期としております。

達成状況としましては、導入2年目を迎えた現在、児童生徒、教員ともに、積極的に取り組むことで操作にも慣れてきており、これまで積み重ねてきた様々な活用事例で効果的と思われるものについては、校内はもとより、各学校のICT教育担当で組織する連絡会を通し、各校で共有されております。

また、下田中学校では総合的学習の時間に、市外の企業の方を講師にウェブで講義や指導を受けたり、浜崎小学校では浜松市の小学校とウェブを活用した交流を行うなど、リモートによる他校・他地域との交流も進められており、おおむねロードマップどおりに進んでいるものと考えております。

沿革オンライン学習の実施状況と今後の見込みについての御質問でございますが、オンライン学習の際に使用するウェブ会議システムの導入や、家庭と学校をつなぐテストの実施など、オンライン上で対応できる一定の環境は整ってきております。

これまでのところ、学級閉鎖等のオンライン授業の実施実績はございませんが、感染予防による欠席者への対応として、幾つかの小学校でウェブ会議システム、ズームを使ったオンライン授業での授業参加が行われております。また、欠席中に取り組んでもらう教科の課題の提示、提出、返却などの対応をしているほか、中学校では授業内容が伝わるように、各授業のプリントやノート、理科の実験の動画などを担任が送付しています。

なお、各校の活用状況にばらつきが生じていることが課題となっておりますため、市全体の足並みをそろえ、対応の幅を広げていけるよう学校とも協議しながら、取組を進めてまいります。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 防災安全課長。

防災安全課長（佐々木豊仁君） 私のほうからは、国県道の維持管理における防災上の観点からお答えいたします。

国道及び県道下田南伊豆線、下田松崎線につきましては、災害発生時に緊急輸送活動等を実施するための緊急輸送路として指定されております。また、県道下田南伊豆線につきましては、津波警報が発表された場合は、下田消防署から大賀茂方面に向けて、一方通行化とする通行指示標識を設置しているところがございます。今後につきましても、災害発生時に必要不可欠な道路としての維持管理をしていただけるよう、関係各課と連携し、要望してまいります。

私からは以上でございます。

議長（滝内久生君） 2番 中村 敦君。

2番（中村 敦君） まず、1つ目の道路の維持管理、環境美化について再質問させていただきます。

まず、多くの課から御答弁いただきましたこと、つまりは、この道路維持管理について、多くの課で問題意識を共有していることについては、非常に心強く思いました。

道路管理者の義務として今御答弁あったのは、一般通行に支障を及ぼさないよう努めることと御答弁ありましたけれども、既に支障を来していると言わざるを得ない状況です。歩道の生垣からせり出す雑木は、ともすれば、少し大きな車だとサイドミラーに当たるほどですし、雑木、雑草で歩けなくなっているような歩道を度々見かけます。歩けなくなった歩道から車道にはみ出してくる歩行者をよく見かけますし、先日などは、ツタか何かに足を取られた高齢男性が路上に倒れ込んできまして、私は慌てて、それをよけたという、このような事象もございます。だからこそ、当然に市民からの声も大きい中で、このような質問になっているわけです。

調べましたところ、「静岡県における道路の維持管理の取組について」という文書がございまして、これは静岡県交通基盤部道路局の文書でしたが、静岡県の道路等維持修繕事業費、これが管理延長の1キロ当たりに対して、平成6年度は350万円だったのが、平成28年度では210万円、ピーク時の6割弱になっていると。さらに、その一部に含まれている除草費については、これは年々増加しており、平成24年度に4億1,700万円だったものが平成28年度、4年後には5億9,400万円になっている。4割増加しております。

この道路維持の全体の中に占める除草の割合についても、平成24年7.8%だったものが平成28年度には10.4%と、全体の1割を超えるような状況になっております。恐らくガードマンを立てたり、あるいは小石が飛ばないにガードしたりとか、そういうプラス除草に、人件費の増という部分が大きいのかなと推測できます。

静岡県では、道路維持管理運用マニュアル（案）でしたけれども、これによって維持管理業務の頻度や広報等の基本的な手法を定めておりました、除草については全路線で原則2回、年2回実施するとしておりました。

また、参議院議員の平山佐知子に御協力いただきまして、永田町の静岡県東京事務所にも御相談したところ、やはり県管理の国道については一律に、年2回の除草を行っているはずだという回答を得ました。

さらに、路面清掃車、この役割については、散乱する金属類や、ちりやほこりのじんかい等により路面の劣化が進み、舗装路面の寿命を清掃することによって長くするのだと。そして、縁石や路面の隙間に流出土砂がたまり、これが原因で雑草が生えます。また、降雨時には土砂をせき止め、ダム効果により、路面に土砂を堆積させるという悪循環が生まれます。異常気象による豪雨では、これらが原因となって、路面の冠水を助長するのではないかと危惧されております。

埼玉県の県議会の答弁なんですけれども、令和3年度の答弁で、このように申しています。

平成20年には年2回の路面清掃車が、これが令和3年度には年1回、もしくは2年に1回になっているとのことで、国道のことですので、静岡県での資料がちょっと見つからなかったんですけれども、埼玉県ではこのようなことになっていて、国道ですので静岡県も似たような状況なのかなと思われまます。

下田市静岡県一体型道路等包括管理導入可能性調査業務委託、これによって包括管理の導入に向けての素案が示されましたと御答弁いただきましたが、この素案を基に来年度の予定として、単年度三者契約により、市内全域の除草等の小規模修繕を施行する予定だということでしたが、これの質問をするのですが、ここのまず発注金額の予定額はどのようなものか。市、県、それぞれどのようになっておりますでしょうか。

さらに、これが、これまでの市の道路維持管理と県の下田土木の道路維持管理の部分と照らし合わせたときには、これまでの市の予算と県の予算はどのような金額になるでしょうか、お願いします。

議長（滝内久生君） 建設課長。

建設課長（平井孝一君） すみません。数々の御意見いただきありがとうございます。

まず、義務に支障を来しているということの御指摘がございました。県道については県のほうにお願いしていくこととなりますが、市道の中において、そういった歩行者に危険性があるものについては、道路管理者として最低限の措置をしなければいけないと思っております。

す。当然、市のほうで職員がちゃんと見張って、そういった対応をすればいいんですが、そうしたところ気づかない点がございましたら、また御指摘いただければ、まず市の道路管理者として危険性の回避に努めていきますので、教えていただければと思います。

包括委託につきまして素案が示されて、すみません、金額については、また今後具体的に、ちょっと県と相談してまいります。来年は、あくまでも試行的な第一歩ということで、全ての小規模工事をここでやるかどうかという細かい内容についても、ちょっと今後。来年度当初というよりか、来年の年度途中でそういった債務負担等を考えて、契約内容を詰めていくつもりですので、細かい、そういった金額等々、内容についてはまた改めて、分かり次第、中村議員のほうにちょっと報告したいと思っておりますので、御了承お願いいたします。

以上です。

議長（滝内久生君） 2番 中村 敦君。

2番（中村 敦君） 金額についてはこれからということで、幾らかかってもやってくださいと私は言いたい。これまで年2回するものだとされていたものが、さきの答弁と、それから私が示した資料によって、1回しかできていない。路面清掃車に至っては、ともすれば2年に1回だということになっております。要するに、この辺が技術継承も含めて問題であるから、民間との連携による包括委託を模索するものだとすることであれば、これが改善されないのであれば、何の意味もないのではないのでしょうか。

予算が少なくて済むのは、これは最もいいことですがけれども、仮に上がるとしてもですね、必要なのは、必要な道路整備、景観の維持ということになるのかなと思います。ここをしっかりと要望していただきたいと思いますし、今後、包括的に、市と県が一体となってやるのであればですね、十分な予算の確保をお願いした中でやっていただければならない。

おとしですかね、賀茂の議員団で川勝知事を表敬訪問したことがございましたけれども、そのとき忙しい中で知事は、我々賀茂の議員に向かって30分もですね、伊豆愛を熱く語ってくれました。この川勝知事の伊豆愛は本物だなと私は思いました。どうかこの現状をですね、しっかり認識していただいて、予算をつけていただくようにしていただきたいと思いますし、強く要望いたします。

次に、ボランティアの活用という部分についてです。

先ほども読み上げましたけれども、総合計画の中でもアダプトロード等、道路美化活動の促進、そして、下田市景観まちづくり条例の中では、市民と協働で推進する施策を立案する、これを実施する。さらに、市民等による自主的な景観まちづくり活動への支援を積極的に行

うものだと書いてございます。

アダプト・ロード・プログラムという言葉がございます。簡単に改めて紹介しますが、これは、しずおかアダプト・ロード・プログラム、自治体は、地域のボランティア活動に意欲を持つ地域住民や企業、学校をプログラムの活動団体として認証した上で同意書を交わし、一定区間の清掃美化をお任せして、その活動を支援するものだとございます。

あるいは、国交省のボランティア・サポート・プログラムというものもございます。これは、道路管理者である国交省とボランティアの実施団体、住民グループ、そして、協力者として市町村という、この3者の関係で成り立つプログラムとなっております。

あるいは、公園ボランティアという言葉を私、冒頭で言いましたけれども、名前は自治体によって非常に様々、多種多様なんですけれども、非常に様々なボランティアの活用を推進する自治体の制度がございまして、そして、そのサポート内容、こういった具合でボランティアをサポートしているかといえ、最も多かったのがまず、集めたごみの回収、要するに草を刈ったり、ごみを集めたりしたけれども、その行き場がないよというときに、市町村が回収に協力するものである。あるいは、ごみ袋の提供だったり、保険の加入であったりというものがサポート内容の主立ったところです。

そして、そのボランティアの活動、制度によってもたらしている効果というものについては、まず、公園などの維持管理のコスト削減に効果があったということが76.9%。そして、公園等の利活用の推進になったということが76.1%です。さらに、高齢者の健康維持、あるいは御近所の見守り効果、これが55%。あるいは地域間の世代交流、そして防犯、これが40%と高い数値で続いているものです。

非常に有効な施策であると思われましても、さきにも紹介しました総合計画、あるいは下田市景観まちづくり条例の中での市民との協働という部分について、どのような具体的施策を持って取り組んでおられますか。

議長（滝内久生君） 建設課長。

建設課長（平井孝一君） まず、包括委託に関して、十分な予算を確保してくれという御意見ございました。まず、この包括委託の目的は、もう既に中村議員が心配なされているように維持管理が今後、十分にされない可能性があるという未来を見据え、より包括的に民間の力を借りて、職員不足、そういったものを解消していくために試行的に行うもので、予算を確保していくという前提もあります。この限られた予算の中をいかに有効に活用していくか、土木事務所と建設課としましては、最小限の道路安全性の維持、管理というところにご

ざいますが、それを果たしていくために、今後、効率よくやっていくという第一歩になると
思っております。

それと同時に、中村議員の言うように、そのために必要な予算の確保に向けて、市も努力
していきたいと考えております。

下田市のボランティア関係で、ちょっと私の分かる範囲で申し上げますが、アダプト・ロ
ードにつきましては県がやっていて、市が窓口になっております。そういった、やっている
中、取組としましては、市の路肩の清掃だとか花壇の管理やっております。

今言った中、ボランティアのそういった皆様に対して、市のほうでも環境対策課などが窓
口になって保険等、そういった対応をして、皆様に御尽力をいただいているところでござい
ます。今後、ボランティアの在り方については、市が本当に一体となって考えていく必要が
あると思います。ボランティアの方に全て頼るのか、また、行政として必要な出費をした中
で協力を求めてやっていくのか、そういったことを今後、高齢化社会等々においての課題に
なっていくと思っておりますので、その辺については関係の各課と協議し、連携して考えて
いきたいと思っております。

私のほうからは以上です。

議長（滝内久生君） 2番 中村 敦君。

2番（中村 敦君） 総合計画にも、条例にも、非常に「手厚いボランティアの活用」と
「市民との協働」という言葉がございます。これについて市長、どう思いますか。

議長（滝内久生君） 市長。

市長（松木正一郎君） 現在のところも実際には多くの市民の人が、自分の家の前の道路の
枯葉を清掃したり、あるいは落石を清掃しているシーンを私は日々見えています。目の当たり
にしています。

思い起こすと私たちが小さい頃、舗装されていない道路がまだ結構ありまして、そういっ
たところは穴だらけで、その穴のところに割れた茶わんのかげらとか石とか、いろんなもの
を入れてあったり、そういう記憶があります。

あまりにひどい道路事情に対して、昔、戦後の日本にやってきたGHQの人たちが、とに
かく道路を全うにしようというようなことですね。当時、舗装ががががんでいた、そ
ういった事情がございました。

これは、今まで私がそういう土木行政にいて、道路管理者もやっていたことから学んだも
のなんですけれども、議員のお見込みのとおり、この道路の管理は、まさしく今後の土木行

政の重要なところになってくるといふふうに感じています。既に20年ほど前から整備費を維持管理費が上回るであろうと、こういうふうな指摘があって、そして今、そういう時代に入っているわけです。

ここは観光地だから通常の道路管理、いわゆる道路法上の道路を安全にというだけではなく、もう少し一段高い美化、道路をしっかりと美しく管理すべきだと、こういうふうな御指摘だろうと思います。

これについても先ほど申し上げましたように、一般の市民の方が日々の暮らしの中で担ってくださっているところがある。でも、やはり公的に、しっかりとお金をかけてやらなきゃいけないものもある。これらは垂直連携とか水平連携という言い方をしますけれども、水平というのは例えば市町村、広域的に連携するとか、あるいはエリアごとに区切らないでとか、そういうことなんですけれども、垂直連携というのは、どっちかという県と国と市みたいな、そういった違う次元のプレーヤーたちが連携しようと、こういう話です。

ですから、県と一緒に一体型の包括管理という、その垂直連携の新しいチャレンジ、これの中に例えば今、議員がおっしゃったような民間の一市民の方々の取組を、もしかしたら上手に連携させてもらって、別に有償ボランティアというのもございますので、常日頃見てらっしゃる地区の人たちと行政とが手を携えてやっていくということも、非常に効果が期待できるんじゃないかというふうに私も感じます。

これは国の一つの新しいメニューとして、こういったものにチャレンジしませんかと言われて、私たちのような人口減少で観光地であるこの町は、重要なポイントだから、私たちも積極的に連携させてもらう、一緒にやらせてもらおうということで始めた、この事業です。この中身をより実効性が高くなるように、様々な人を巻き込みながら、事を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 2番 中村 敦君。

2番（中村 敦君） 市長、ありがとうございます。市長がおっしゃるように、進んでボランティアしてくれてる方はたくさんいらっしゃいます。しかし、やりたくてもなかなか踏み出せない方という方がたくさんいるんですね。組の加入率なんかも見てもわかりますように、しかも、移住者も増えている中で、特に移住者なんかは、もう汚いな、気になるなど。草刈りたいけど、私、刈っていいのかしら、そういう悩みございます。毎日じゃないけれども、週に1回も2回も白浜から柿崎にかけて、沿道のごみを拾ってくれてる方もいらっしゃるの

は、見かけたことが皆さんもあるかと思えますけれども、不審者扱いされたりとかですね、いろんな少々の嫌な思いもしたりも、することもあるようです。

私がお願いしたいのは、ボランティアしやすい環境を整えていただいたらどうかということなんです。例えば勝手に草刈ってたら、何よ、あの人と。水くさいわねとか、誘ってくればいいのにとかですね。勝手にやって、どこに捨てに行くのかしらとか、まして、議員が率先してやった日には人気取りだと言われるわけですけども、何かきっかけづくりをしていただけないかなというところが私のお願いなのです。

ここに岐阜市の取組がございまして、道普請という取組です。道普請、皆様は御存じだと思いますけれども、平等に広く奉仕を請う中で、社会基盤というものを地域みんなでつくり上げていこうというような古くからの、古き良き日本の言葉だと思う。この道普請というのをそのまま岐阜市は取り組んでおりまして、これは難しい事前の申請とかなしです。グループが今度あそこでこういうことをしたいよと申請することによって、その材料の支給とか、あるいはオペレーターも要るならば、重機の借上げなんかも支援してくれるような、非常に気軽に使える制度なのかなと思ったりもします。

つまり、やる側にとって少しでも、市もこうやって協力してくれるなら、俺たちも汗かこうよというようなことは皆が思ってることであると思えますし、あるいはグループでなくても、例えば下田市にも「町をきれいにする日」か何か一日あったと思うんですが、そういう日をもう少したくさん増やして、いつ誰がボランティアしてても、何か後ろ指さされたりするようなことなく、1人でも2人でもやれるような、そんなような日を制定したりするような啓発活動を通じて、地域のボランティア精神とかいうものをぜひ引き出していきたいなと思えます。

これは決してボランティアに頼って、どうのこうので維持管理しようということではなくて、行政がやることはやることとして、しっかりやっていただいた上で、だけれども、もっともっと目の届かない細かいところに対して、そこを使う人たちが自分たちで管理するというようなことを習慣づけていけたら、いい町になるのではないかなと思うところですので、ぜひそんなことを今後考えていただきたいなと思って要望いたしまして、この道路については終わらせていただきます。

次に、教育のICT活用推進といじめ等諸問題についてです。

課長、御答弁いただきました。順調に計画に沿って進んでいるということで安心はするんですけども、この文科省のデータによりますと、端末の持ち帰りでの学習の実施状況、こ

れが、実施できるように準備済みであるというのが全国で66.5%の小中学校になっております。そして、その中で、平時でも端末を持ち帰っていると。これを実施しているというところは全体の26.1%、これが高いか低いかですが、4分の1以上は、既に端末を持ち帰りさせているということなんですね。

災害も学級閉鎖も突然来るものですので、持ち帰ってなければ、恐らく対応できないのかなと思います。そこについては取組の真っ最中ということですので、これ以上突っ込みませんけれども、その持ち帰りということについては、また考えていただきたいなと思います。

そして、さらに、このオンライン授業について、何もクラス全体が全てではなく、不登校というところについて端末を活用している自治体がございます。さいたま市ですけれども、大きな町ですので長期欠席者が2,451名と、2020年度。それで、そのうちの不登校児童と認定されるのが1,401名と。そして、何も支援につながっていない生徒が462名いたという中で、端末をうまく使うことができないだろうかということで、このオンライン授業を、実施を始めたところですよ。

このオンライン授業に参加しますと、しっかりと指導要領上の出席扱いになるような取組もされているようです。

岐阜市の取組では、僕、さっき岐阜市って言ったな。さっきの道普請、美濃市です。岐阜県美濃市。今度、岐阜市です。岐阜市の取組では、やはり不登校児童に端末を使っているんですけども、これはマイクロソフトのチームズという非常にシンプルな機能を使ってやっております。

不登校の児童4人に自宅からオンライン授業を提供しています。非常にシンプルです。三脚を立てて、端末を立てて、ただ黒板に対してを、それを配信するだけです。皆さんも、もう既にズーム会議なんかやられたことが一度や二度あるかと思います。ただ本当に、あの乗りで配信するわけで、たったそれだけのことでできます。予算的にも若干の使用料、もちろん発生しますけれども、1人、月、数百円というようなレベルでございますので、さほど壁がないのかなというふうに思うんです。

まず、この不登校児童についてですけれども、お聞きしますが、現在、小中学校でどのくらい、何人くらい確認していて、そして、どのような支援がされているか、お願いします。

議長（滝内久生君） 学校教育課長。

学校教育課長（糸賀 浩君） 不登校児童の現在の状況と支援の状況という御質問でございます。

現在、10月末時点での状況になってしまいますが、市内の小中学校で不登校児童は6名、中学校では15名というような状況でございます。昨年度の同時期とほぼ同程度の人数ということになってございます。

支援の状況でございますが、学校へ登校しない、登校したくてもできない状態にある児童生徒の学校復帰への支援ということで適応指導教室という、「あじさい教室」という名前でございますが、こちらのほうですね、賀茂教育会館のほうに出張してございます。そちらには指導員3名を配置しまして、そこに不登校児童で対応が可能な子、現在5名の方が登録されておりますが、その生徒の指導、学校復帰に向けた指導をしているというような状況でございます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 2番 中村 敦君。

2番（中村 敦君） 現在、小中学校合わせて21名いらっしゃるということで、子供の数に対しては、ちょっと全国平均分わかりませんが、とても多い数字だと改めて思うところです。

不登校の理由として、学校に問題がある、自分自身に問題がある、そして、家庭に問題がある、これでもう95%ぐらいを超えてまして、そして改めて学習意欲について聞きますと、決して勉強が嫌なわけではないという結果が出ております。しかし、これが長引きますと、どういうことになるかということ、さほど割合は高くないんですが、ひきこもりというものにつながっていく。ひきこもりの中の19%が、不登校がきっかけになっているんですね。5人に1人ぐらいでしょうか。

結局、学習がついていけなくなったことによって将来を悲観する、あるいは、進路がなくなるというようなことになろうかと思えます。やはり誰一人取り残さないというGIGAスクール構想の冒頭に申し上げたとおり、便利な器機を使って、学習機会をどんな子にも与えるんだと。第三の居場所を与えてあげることについて、あらゆる角度から取り組んでいただきたいなと思うところです。あじさい教室、すばらしい取組ではございますけれども、5名ということで、あと16名いらっしゃいますのでね。自宅でも、もしかしたら授業を受ける意欲があるかもしれない。そういうことに対して先ほども言ったように、簡単な装置でやることもできますので、やっていったらどうかなというふうに思いますので、ぜひ検討いただきたいなと思えますけれども、いかがでしょうか。

議長（滝内久生君） 教育長。

教育長（山田貞己君） いろいろと御心配をありがとうございます。生徒、教師は、この一、

二年、二、三年といってもいいかもしれませんが、非常に戸惑いを持って過ごしてきています。というのは先ほどから議員おっしゃるとおりICT、これは一つのツール、道具でありながらGIGAスクール構想のスタートで、そのICT、タブレットを使っての授業に迫られたからでございます。本来、授業で大切なことというのは、どういう力をその授業でつけたいかということなんですけれども、タブレットを使った授業が目的に、どうもなってしまうという傾向がありました。

そういう実態がありながら、ところが、また一斉休校という前代未聞の事態が生じたためにですね、いろいろと対応が不十分なところがあったわけですが、私、当時、学校にいたときに、市のほうの御支援等ありまして、子供も先生方も、とにかくやってみようということで積極性が持てるようになって、頑張ってきております。

そのときにですね、学校現場、まだ発展途上の時期であるとは思いますが、今の不登校の問題につきましては、不登校の問題に限らず、問題行動そのものですね。その調査等も、このタブレット、ICTを活用して迅速な指導につなげるということが、あるいは早期発見ということに大変有効に活用されているところでして、いじめも先ほどの不登校、問題行動、研修等にも生かされています。

それで、特に不登校への対応につきましては、繰り返しになりますけれども、あじさい教室の対応もありますが、別室登校者への対応ですとか、保護者同意の下で家庭への配信、そういった対応などの成果があって、実際に学校で不登校解消に結びついているという例もございます。

一方で、子供たちの端末の使い方というのは様々で、関係ないところにアクセスしたりですね。セキュリティをこじ開けようとしたり、エスカレートするうちに人を傷つけたりとか、家に持ち帰ることで、それが全て学習に結びつかない実態も少なからずあるのも現実です。そんな中で逆に、いじめや不登校も増加しているという傾向も、ないことではありません。そのリスクを踏まえながら、活用を試みているという状況でございます。心のケアですとかアプリの開発、他の自治体の実践を見ながらですね、今後有効な活用をしていきたいというふうには考えております。

園児のバスの置き去り、そのほか指導、保育等の家庭でのICT機器の活用が盛んに促進されておりますけれども、教育の現場では、人の目で見て対面で語るという原点は大切にしながら、ICT機器の適切な、かつ有効な活用、これを目指していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 質問者にお尋ねします。ここで休憩したいと思います。よろしいでしょうか。

2番（中村 敦君） はい。

議長（滝内久生君） 3時25分まで休憩します。

午後3時13分休憩

午後3時25分再開

議長（滝内久生君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

2番 中村 敦君。

2番（中村 敦君） 教育のICT化については、教育長がすばらしくまとめていただきましたので、ほとんど言うことがなくなってしまったので、1つだけ、いじめという言葉が出ましたので、そこについて。

先頃、下田市いじめ問題対策連絡協議会、そして、市いじめ問題対策専門委員会、その合同会議が開かれたということで、報告が新聞に載っておりました。いじめの件数自体は減っているということで、いいことかなと思います。

このICT化の活用について、恐らく御存じだと思いますけれども、各地でいろいろ取組がされている中で、先ほど課長のおっしゃったロイロノートというものも使って、いじめの相談に活用している熊本市の事例がございます。あるいは、千葉県柏市では「STOP it（ストップイット）」というアプリを使って、生徒が端末やスマホから気軽に、いじめが相談できるようなシステムを構築しております。非常に分かりやすい操作になっておりまして、まず、「どうしましたか」というようなスタート画面から、そして「私のこと見た・聞いた・参加した」、次の画面へ行きますと「何が起きましたか」、「ネットの悪口だ」あるいは「殴る、蹴る」、「言葉の暴力があった」、「物を壊した」、「誰かが悲しんでいる」あるいは「ルール違反がある」。

そして「その場所はどこですか」、次の画面で「学校」「学校以内」とか「家庭」とか、そういう形で、簡単な形で、何かしら子供が悩みを打ち明けていく、そのようなアプリの仕立てになっております。

そして、それは決して担任や親に行くわけではなく、教育委員会であったり、あるいは、それを管理する会社であったり、そして、そこから所管の教育委員会、学校のほうに連絡が

行くというような形で、それを導入したことによって、例えば平成29年、この柏市は非常に早い取組なんですけれども、486人が、中学生がこれを利用しましたところ、教育委員会への同種の相談が、電話は12件でした。メールが3件でした。それに対して、このアプリからの相談は133件だったということで圧倒的に多くて、いじめや子供の悩みについての早期の発見に非常に役立ったというような紹介がございました。

教育長、言うように、端末という道具に振り回されてはもう本当に本末転倒で、それは現場も大変に御苦労されていることとは思います。しかし、いい部分を有効に活用して、子供たち一人一人に寄り添った教育につながるような使い方がなっていたらなというふうに願うところで要望して、この件については終わらせていただきます。

次に、吉佐美・舞磯浜についてです。

御答弁によりますと、平成18年から道路用地の交換による市道の整備について交渉しているが、解決に至ってはいないんだと。平成18年ということは、もう16年ぐらいたつのでしょうか。そして、平成22年にも市と県と、そして地元、地元というのは、地元とさらに、その隣接宿泊地の奥の別荘について、何か協議がなされていると思いますけれども、それについて課長、どのような協議がされているか、分かりますか。

議長（滝内久生君） 建設課長。

建設課長（平井孝一君） 私の承知しているところによりますと、平成22年というのは、ちょっと認識しておりませんが、平成25年に、当時、浜辺のベンチ、看板等によって撤去指導を土木事務所で行っておるということを知っております。

また、その指導に関しても、通行の妨げになっているので、地元の方に通行ができるようにできないかというお願いを交渉した経緯がございます。

以上です。

議長（滝内久生君） 2番 中村 敦君。

2番（中村 敦君） 地元の協議の議事録によりますと、令和2年11月に土木と宿泊施設による協議の中で、境界杭を立会い済みで確定しているというふうに見受けられたのですが、これはどのような性質のものですか、この境界杭は。

議長（滝内久生君） 建設課長。

建設課長（平井孝一君） 市のほうで認識しているのは、川のほうの境界は確定されとるというふうには聞いておりますが、その市道の境界、杭は打ってあるとのことですが、それが正式に境界確定がなされていないという認識でございます。

議長（滝内久生君） 2番 中村 敦君。

2番（中村 敦君） 要するに昔から地域住民が使っていた道が確かに、そこにはあったはずであって、そして、道があったからこそ宿泊施設があって、さらに、奥にも別荘が建ったと。しかし、何らかの理由によって公図に混乱があり、そして、それを一方的な現状変更で、使えなくなっているということだと思んですが、その結果、来誘客は、いわば川の中を通過してビーチに降りなければいけないのだと。

実際、さきの新聞の記事によれば、宿泊施設は、そのバリケードを造った理由についてプライベートリゾートの雰囲気が損なわれると。もうプライベートリゾートと言っちゃってるわけですし、この伊豆に、日本にですね、プライベートビーチたるものがあるというのは聞いたことはありません。つまり、相当な勘違いをされていると思うんですけれども、この点について、市や県はどのように説明をされているのでしょうか、そういう宿泊施設に対して。

議長（滝内久生君） 建設課長。

建設課長（平井孝一君） プライベートリゾートとか多分そういった言葉は、宿泊業者が、海に面した立地条件を生かして、お客様にPRしているのではないかと考えています。それをイコール、仮に不法的な占用等々しているのであれば、それとは別問題と考えております。

以上です

議長（滝内久生君） 残り5分です。

2番 中村 敦君。

2番（中村 敦君） 撤去の指導もしてるし、協議の申込みもしている中で、では、なぜこの16年もの間、解決に至らないのでしょうか。つまり、このままの状況がまたあと16年続くのか、どうするのか、その辺はいかがでしょうか。

議長（滝内久生君） 建設課長。

建設課長（平井孝一君） そういった長年の中で、まず、市としてやるべきことは、相手と境界をまず確定させ、その中に市道があることは間違いないので、その位置をまず明確に、相手方と境界立会いを、依頼をして明確にする。明確にした上で、市道の確保について進めていく。そのように考えております。

以上です。

議長（滝内久生君） 2番 中村 敦君。

2番（中村 敦君） その努力を今までしてきたと思うんですけれども、解決に至っていない中では、相手方の協力が、これまでどおり得られないと考えるほうが正しいのかなと思う

のですが、さらに、もう少し強硬な新しい策はございますか。

議長（滝内久生君） 建設課長。

建設課長（平井孝一君） 何度も申し上げておりますが、まずは境界の確定を協力依頼していきます。

以上です。

議長（滝内久生君） 2番 中村 敦君。

2番（中村 敦君） 先方が協力してくれなかった場合に、境界を確定する方法というのはいかがでしょうか。

議長（滝内久生君） 建設課長。

建設課長（平井孝一君） 今後、そういった対策については、県の中からも御指導とか御意見をいただき、また、その用地的確保、公共用地の確保について、どういった法的な対策ができるかについても今後検討していきたいと思いますが、まずは相手方に、その境界の確認をお願いし、双方が納得する形で解決していきたいと考えております。

以上です。

議長（滝内久生君） 2番 中村 敦君。

2番（中村 敦君） 本当に冒頭にも言ったように、大切な景勝地であり、海水浴場です。聞くところによると、ライフセーバーも設置されるわけですがけれども、何のために要るんだろうと。この宿泊施設の客のためだけに要るんだろうかというような、ぼやきも聞こえているとのことです。ぜひ早期に元のように、誰でも通れる市道をしっかりと確保して、正しい海岸管理になるように早期の解決を要望して、終わらせていただきます。

以上で、私の一般質問とします。

議長（滝内久生君） これをもって、2番 中村 敦君の一般質問を終わります。

次は、質問順位3番、1つ、災害備蓄品の備蓄状況について、2つ、男性用個室トイレ内のサニタリーボックス設置について。

以上2件について、3番 鈴木 孝君。

〔3番 鈴木 孝君登壇〕

3番（鈴木 孝君） 公明の鈴木 孝です。議長の通告に従い、順次質問をさせていただきます。

最初に、下田市における災害備蓄品の備蓄状況について伺います。

私は、令和元年6月定例議会での一般質問で、災害備蓄品として、紙おむつ、女性用生理

用品、液体ミルクなどの備蓄を進めるように提案をいたしました。

当時、下田市の備蓄品はアルファ米、飲料水、乾パンといった最低限ものだけであったため、災害時の備えとしては不十分と判断して、質問、提案をいたしました。

定例議会終了後、防災安全課長から「すぐに液体ミルクは備蓄するようにします」との回答がありましたが、紙おむつ、女性用生理用品は、すぐには難しいとの回答でした。その後、静岡県地震・津波対策減災交付金を使用して、紙おむつ、生理用品を災害備蓄品に加えられ、私も喜び、安心をいたしました。

ただ、このような災害備蓄品をどこに保管して、災害時に被災者にどのように届けられるのが課題として残っていると思われまます。

令和3年度予算の決算委員会での質疑で私は、生理用品、紙おむつ、液体ミルクなどの災害備蓄品が市内のどこに備蓄されているのかを質問したところ、備蓄する場所の確保がまだできていないとの理由で市役所、または白浜に保管してあるとの回答でありました。

災害の中でも津波の浸水を想定した場合、災害備蓄品は、浸水域外の避難場所に備蓄しておく必要があります。特に子供用おむつ、液体ミルクは、認定こども園、下田保育所の園児の避難場所である下田幼稚園に備蓄しておく必要があると思えます。

また、下田市が備蓄している明治の液体ミルクの賞味期限は発売当時1年でしたが、2021年4月製造分より18か月になっております。賞味期限が近づいたものは乳幼児のいる家庭に配り試飲していただき、災害時に戸惑うことのないようにしていくことが大切だと思われまます。また、災害時を想定して、液体ミルクを使うに当たっての問題点も洗い出しておく必要があると思えます。

そこで、質問をいたします。

1. 決算委員会の後、備蓄する場所の問題をどのように解決して、保管場所、備蓄品の種類、備蓄品の数量がどのようになっているのかを伺います。

2. 賞味期限の近づいた液体ミルクはどのように配布しているのか。試飲した感想、問題点、問題があれば、どのように問題解決していくのかを伺います。

次に、下田市公共施設への男性用サニタリーボックスの設置について伺います。

今、日本は高齢化社会を迎えており、加齢の影響により尿漏れに苦慮している方が増えており、2013年には成人用失禁対策商品の売上げが、乳幼児用おむつの売上げを既に上回っていると聞いております。

また、男性に多い病気である膀胱がん、前立腺がんの手術を受けた影響で、尿をコントロ

ールすることが難しくなり、尿とりパッドをつける方も年々増加しております。

しかし、男性トイレの個室にはサンタリーボックス（汚物入れ）の設置がほとんどされていないため、ビニール等に包んで持ち帰る、どこかごみ箱があるところまで行って捨てるなど、不自由な思いをしている方が多いのが現状であります。

尿とりパッドは生理用品に比べサイズも大きいいため、尿とりパッドをかばんやリュックサックに忍ばせておくのも気を遣いますし、普通のごみ箱に捨てるのも衛生的に適切とは思えません。また、まれにトイレに流してしまう方がいて、トイレを詰まらせてしまうという事例もあるようです。

この問題は2021年6月、埼玉県在住の日本骨髄バンク評議員、大谷貴子さんが取り上げたことをきっかけになり広がってきました。大谷貴子さんの話を聞いて、埼玉県議会議員が県議会で訴え、埼玉県の県有施設の男性用トイレにサンタリーボックスの設置が広がり、今では、全国自治体に広がりつつあります。

静岡県でも県有施設をはじめ、藤枝市、磐田市などの各自治体でも設置が広がっております。東伊豆町では男子トイレの個室にごみ箱が設置済みであったために「尿とりパッドはこの中に捨ててください」という旨のステッカーを貼って対応が始められているようであります。

また、身体上の性別と心の性別が異なるトランスジェンダーの方への配慮としても必要と考えられます。トランスジェンダーの女性は、体の構造が女性であっても心が男性のため、男性トイレを使用することもあります。しかし、身体的特徴が女性のため、生理用品をトイレで廃棄したい場合があるためです。

サンタリーボックスを使用する身にならないと分かりにくい面もありますが、少しずつでも市の公共施設への設置を進める必要があると思います。

下田市公共施設における男性用個室トイレ内のサンタリーボックスの設置状況を伺いたいと思います。

ごみ箱で代用しているトイレがあれば、その点も含め教えていただきたいと思います。

2番目として、設置を進めるに当たっての下田市の考えをお聞かせください。

以上で、趣旨質問を終わります。

議長（滝内久生君） ここで会議時間を延長します。

当局の答弁を求めます。

議長（滝内久生君） 防災安全課長。

防災安全課長（佐々木豊仁君） 私のほうからは、災害備蓄品の状況と賞味期限の近づいた乳児用液体ミルクについてお答えいたします。

災害用備蓄品として生理用品、おむつ等を旧白浜幼稚園、乳児用液体ミルクを旧白浜幼稚園と市役所に保管しておりましたが、決算特別委員会での指摘を受け、毎年10月に実施している備蓄食料入替え作業に伴い、各地区の避難所に分散して保管し、避難者へ提供するための体制を構築しております。

生理用品につきましては、備蓄数1万6,840枚のうち、敷根公園に7,360枚、大賀茂小学校、稲生沢小学校、稲梓小学校、旧下田東中学校、旧白浜幼稚園に1,896枚ずつ保管しております。大人用おむつにつきましては、備蓄数560枚のうち、敷根公園に204枚、稲生沢小学校、旧白浜幼稚園に178枚ずつ保管しております。子供用おむつにつきましては、現在、備蓄しておりませんので、大人用おむつの不足分も含め、計画的に購入し、各地区の避難所に保管するよう努めてまいります。

乳児用液体ミルクにつきましては、備蓄数480本のうち、稲生沢小学校に96本、大賀茂小学校、稲梓小学校、旧下田東中学校、旧白浜幼稚園に48本ずつ、乳幼児等が登園している認定こども園に144本、下田保育所の避難場所である下田幼稚園に48本、保管したところでございます。

賞味期限の近づいた乳児用液体ミルクにつきましては、地域子育て支援センターを利用している保護者への配布や、小中学校、保育所等での給食に利用しております。

試飲した感想等につきましては、地域子育て支援センター等で実施する防災講座や離乳食教室において乳児用液体ミルクを紹介するとともに、保護者への配布の際に試飲に関するアンケートを実施し、課題の洗い出しを行ってまいります。

また、乳児用液体ミルクの使用に当たっては、吸い口のついたものや使い捨て哺乳瓶も必要と考えておりますので、今後、備蓄に努めるとともに、避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組を進めてまいります。

私のほうからは以上でございます。

議長（滝内久生君） 財務課長。

財務課長（日吉由起美君） 2番目の御質問で、下田市公共施設への男性用サニタリーボックスの設置についてということで、公共施設全般にわたる御質問でございますので、財務課で取りまとめお答えをさせていただきます。

公共施設の男性用個室トイレ内のサニタリーボックスの設置につきましては、市において

も積極的な取組を行うこととして公共施設所管課へ設置依頼をしているところでございます。

現時点では、市の管理する公衆用トイレの男性用個室3か所、それから、障害者用及び多目的トイレにおきましては、市役所、総合福祉会館や市民文化会館のほか、公衆トイレなど合わせまして15か所に設置済みでございますが、未設置の箇所につきましても、年度内に設置できるように進めてまいります。

高齢者や療養中の方の目線で考え、暮らしやすい環境整備を推進していくことは、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のために、行政として必要な取組と考えておりますので、今後も進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 3番 鈴木 孝君。

3番（鈴木 孝君） 分かりました。子供用のおむつがまだ備蓄されていないということで、備蓄される方向で向かっているということを聞きまして、大変うれしく思っております。決算委員会終了後も、いろいろなところに配備していただきましてありがとうございます。

液体ミルクなんですけれども、まだ賞味期限が近づいたものを本当に、どのくらい使っているのかなというのが、まだ未知数かなという感じがいたします。子供が生まれて大体、どうでしょう、1年とちょっとでミルクを飲むことがなくなってしまうので、なかなか使おうかなと思ってたら、もうミルクが必要じゃなくなったりしてしまいます。また第2子とか生まれてくれば、また違うんですけれども、例えばレジャーのときとか、いろんなときに活用されるということも聞いておりますので、給食等に使ってしまうのもいいんですけれども、無駄にはなっていないんですけれども、なるべく実際に使っていて、実際に、本当に水がないときにはどうなのかなとか、吸い口がないとどうなのかなとか、水はあるけれども、水を温めるものがないと、水でミルクを溶いて飲めるのかなと。うまいかないんだったら、やっぱり液体ミルクが必要なんだとか。

また、液体ミルクも子供によっては、もしかしたら好き嫌いで飲まないかもしれないし、温度が低いと飲まない赤ちゃんもいるんじゃないかなと思うんですよ。それも個人個人によっても違うということになりますね。そして、自分の子供が液体ミルクだとちょっと無理だとなれば、やっぱり粉ミルクかなと。

備蓄していくものも、もしかしたら液体ミルクじゃなくて、粉ミルクのほうを備蓄しておいて、それで温めるガスの温度とかそういうものがもしかしたら、あったほうがむしろいいのかなとか、いろいろやってみないと分からないところもありますので、なるべく実際に使

ってもらえるようなことをしていただければ、何か液体ミルクがあれば安心というわけでもなく、違う方向性も見えてくるかもしれませんので、その辺も、どうか手に取ってもらって、どうか使ってもらって意見を伺って、その後の備蓄に参考にさせていただければと思います。

あと、サニタリーボックスですけれども、思ったよりいろいろなところに、もう下田市では配備されているということが分かりました。ただ、設置されていないところがまだまだあるということで、ただ、僕もいろいろ市内の公衆トイレとか、この一般質問をする上で、いろいろ見に行ったりしたんですけれども、その大きさというものがね、サニタリーボックスの大きさが結構重要だと思うんです。女性用と同じぐらいの大きさだと、ちっちゃ過ぎるし、もうちょっと大きければいいかなと思うんですけれども、公衆トイレによっては、そのまま成人用のおむつを捨てたりすると、かなりすぐにいっぱいになってしまうので、どれだけ清掃の方が頻繁に見てくれるかということも含めて、大きさも決めなければならないですね。大きければいいかとなると、大き過ぎて何でも入れてくれというと、ごみとか何でも捨てちゃうということがあって、それがいいか悪いかという話はちょっと別なんですけれども、その大きさというものは、今、設置している状況で考えなければいけないと思うんですね。

1点だけ質問させていただきますけれども、今、設置しているところで問題点とか、何かいろいろありましたら、教えていただきたいと思います。

議長（滝内久生君） 財務課長。

財務課長（日吉由起美君） 設置していて問題というのは、まだ詳細には把握してないんですけれども、そもそも今、公衆トイレに10か所、多目的トイレに設置したという、その前提がやはりそういうものをごみ箱に捨てたりとか、そういうこともあったということで、やっぱり不衛生であるとか、観光の公衆トイレとかにあると、という部分の中でサニタリーボックスを置いたということがあったようです。

ですので、清掃の面も含めまして、それがもうたまっていると、また逆に悪い面というのが出てきてしまいますので、そういうものとか、あと表示ですね。分かりやすい表示とかが、されているかどうかということにつきましては、今、御意見もいただきましたので、再度確認していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（滝内久生君） 市長。

市長（松木正一郎君） 日本は今、急速に高齢化が進んでいるわけで、鈴木議員御指摘のとおり、子供用だとばかり思っていた紙おむつが私たちも、そのうちにお世話になる可能性が十分あるなど。今回の御質問である意味、目を開けさせていただいたと、こういうふうに感じています。貴重な御提案ありがとうございます。

ウィズウイルスの社会は、これからも続くであろうというふうに言われています。特に唾液よりも汚物のほうが、伝播力が強いというふうなことをある方面の専門家から聞いたことがございます。

今、コロナ社会でリスクの高い現場で頑張っている人への敬意や応援というのが、去年辺りから強く言われるようになって、一番多く言われるのは医療従事者、あるいは介護の現場ということになります。実は、ごみ処理の現場、私どもでいうと敷根の、あのごみ焼却場で働いている職員たち。この人たちは、真夏に汗びっしょりになってですね、マスクをした上で手袋して、それで炎天下で頑張ってくれているわけです。こういう人たちのことを僕ら忘れてはいけないと常々思うんですね。

ちょっとこれ、話が飛ぶんですよ。この使用済みの大人のおむつ、子供のおむつというのは燃やすしかないんですよ、実は。これ、リサイクルをしようと言ってるんですけど汚物なので、全然リサイクル率が高くないんですよけれども、政府が必死になって今考えているんですけど、ウィズウイルスだから余計、焼き切るしかないという、そういう感じなんです。

ごみ焼却に、ちょっとこれを引用させていただくのは、ちょっと恐縮なんですけど、実は、そういう面もあるということと、それから、その現場で働いている方々への敬意とか、そういうこともですね、皆さんも広く、例えば、このYouTubeビデオを見ている高校生とか、大学生とかそういう人たちにですね、改めてそういう思いを持つようにしていただければというふうに思いました。今回の鈴木議員のこの質問によって、私は、ひょっとすると、これが全国の人たちに伝わるかなというふうに思ったところです。言ってみれば私どもの職員である、任期付きかもしれませんが、その職員に対する敬意を思い起こさせてくださった質問として、感謝申し上げます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 3番 鈴木 孝君。

3番（鈴木 孝君） 市長、ありがとうございます。

このサニタリーボックスの大きさも、これから先よく考えていただいて、その処理をしていただく方に、じゃ、お金を払えばいいかなって、そういう問題じゃないと思いますね。ど

うやったら簡単に処理ができるかとか、負担がかからないかというところなんですね。

小さい女性用のものが多目的トイレにあったときに、無理やりねじ込んでいる例があったりして、そうなってくるともう、これを片づけるのは大変だなと思ってしまうので、やっぱりもうちょっと大きければ少しはまとめやすいとか、いろいろなことがあると思いますので、そこはいろいろ問題点を洗い出して、場所によっても大きさが違ってくると思いますので、一遍にやってね、どんどんやればいいんですけども、どんどんやって問題点が後から出てくるということがありますので、十分に清掃してくれる方とも話し合いをして問題点を見つけて、大きさ、種類とか設置場所なども、いろいろと検討して進めていただきたいと思います。

以上でございます。終わります。

議長（滝内久生君） これをもって、3番 鈴木 孝君の一般質問を終わります。

議長（滝内久生君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日、本会議を午前10時より開催いたしますので、御参集のほど、よろしくお願い申し上げます。

お疲れさまでした。

午後4時0分散会